

牧之原市 第3次障がい者計画

(平成30年度～平成35年度)

第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)



共にあゆみ
共によりそう
心でつながる
牧之原



平成30年3月
牧之原市

市長あいさつ

牧之原市では、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成19年度に第1次牧之原市障がい者計画を策定し、その後平成26年度に第2次計画を策定しました。



この間、全ての人々が地域において自立し、地域に根付いた生活を続けることができる共生社会の実現に向けて、各施策を推進してまいりました。

これらの計画の策定後、国においては、「障害者の権利に関する条約の批准」をはじめ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるなど、新たな障がい者施策の拡充が図られました。

本計画では、障がいのある人もない人も、全ての人々が地域で共に生きる一人として、認め合い、支え合い、寄り添いながら安心して暮らすことができる、温もりのある社会を目指し「共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原」を基本理念に、保育・教育・療育の充実、防災・防犯の体制整備、権利擁護の充実など8つの基本方針や障がい福祉サービスの見込量などを一体的に定め、様々な分野にわたる施策を推進することとしました。

今後も本計画に基づき、障がいのある人やその家族、地域住民、団体・事業所などの皆様と市との協働により、基本理念の実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力、そして参画をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました牧之原市障がい者計画等策定委員の皆様をはじめ、関係団体、市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

牧之原市長 杉本 基久雄

目次

第1部 牧之原市第3次障がい者計画

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制.....	4
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	5
1 統計データから見る障がいのある人の状況	5
2 アンケート調査結果から見る障がいのある人の状況.....	13
3 牧之原市の課題.....	23
第3章 基本理念・基本方針	26
1 計画の基本理念.....	26
2 計画の基本方針.....	27
3 重点的な取組	29
4 施策の体系	30
第4章 施策の展開	31
基本方針1 理解と交流の促進	31
（1）障がいに対する市民への理解・啓発の推進	32
（2）地域での交流・ふれあいの場の促進	33
（3）ボランティア活動の推進と情報発信	34
基本方針2 保育・教育・療育の充実.....	35
（1）切れ目ない支援体制の構築	36
（2）早期療育の充実	36
（3）特別支援教育の充実.....	37
基本方針3 保健・医療・福祉サービスの充実	38
（1）障がいのある人への適切な医療の充実	39
（2）障がいのある人への健(検)診・健康相談の体制の充実.....	40
（3）福祉サービスの充実.....	41
（4）障がいと介護の円滑な連携	42
（5）行政課題への取組.....	42

基本方針4	権利擁護の充実	43
(1)	地域を含めた相談体制の充実・啓発	44
(2)	権利擁護事業の推進	45
(3)	虐待防止の推進	45
(4)	差別の解消・合理的配慮の推進	46
基本方針5	雇用・就労の促進	47
(1)	障がいのある人と企業との相互理解の促進	48
(2)	雇用・就労定着の促進	49
基本方針6	生活環境の整備	50
(1)	生活環境のバリアフリー化の推進	51
(2)	移動・交通手段の確保	52
(3)	既存サービスの有効活用の推進	52
基本方針7	防災・防犯の体制整備	53
(1)	地域の人とのつながりづくり	54
(2)	障がいのある人にも対応した防災体制の整備	54
(3)	福祉事業所等における防犯体制の整備促進	55
基本方針8	情報・コミュニケーションの充実	56
(1)	障がいの特性、年齢等に対応した情報発信の整備	57
(2)	意思疎通支援の充実	57
第5章	計画の推進に向けて	58
1	計画の進行管理と評価	58
2	関係機関・団体との連携	59
3	計画を推進するための各々の役割	60

第2部 牧之原市第5期障がい福祉計画・牧之原市第1期障がい児福祉計画

第1章 計画の概要	63
1 計画策定の趣旨.....	63
2 計画の位置付け.....	63
3 計画の期間	63
第2章 計画の成果目標	64
1 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	64
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	64
3 地域生活支援拠点等の整備	65
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	65
5 障がい児支援の提供体制の整備.....	67
第3章 障がい福祉サービス等の実績と見込量	69
1 障がい福祉サービス.....	69
2 地域生活支援事業.....	79
3 児童福祉法に基づく障がい児支援サービス	92
4 基盤整備	95
第4章 計画の推進に向けて	96
1 計画の進行管理と評価	96
2 計画の推進体制.....	96

資料編

1 牧之原市障害者計画等策定委員会委員名簿	97
2 牧之原市障害者計画等策定委員会規則	98
3 牧之原市障害者計画策定委員会ワーキングメンバー	99
4 計画の策定経過.....	100
5 国の法制度の動向.....	101
6 用語解説	102

第1部

牧之原市第3次障がい者計画

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国においては、昭和57年に「国連障害者の十年」の国内行動計画として、障がい者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定し、以後、数回にわたり国の計画が見直され、平成25年9月に「障害者基本計画」が策定されました。（平成29年度中に「第4次障害者基本計画」が策定されます。）

同計画では、共生社会*の実現に向け、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がいのある人自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向が示されました。

本市では、平成25年3月に「第2次牧之原市障がい者計画」を策定し、「障がいのある人を地域で支えあい、自立できるまち」の将来像を目指して、障がいのある人の地域での自立生活と共生社会の実現を図ってきました。

計画を策定して5年が経過しましたが、その間、障がい者施策に関連する法制度は様々な改正・施行が行われています。平成23年の「障害者基本法*」の改正をはじめ、「障害者虐待防止法*」（平成24年10月施行）、「障害者総合支援法*」（平成25年4月施行、一部平成26年4月施行）、「障害者優先調達推進法*」（平成25年4月施行）、そして平成28年4月に「障害者差別解消法*」が施行されました。

また、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成30年4月施行）により、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障がい児福祉計画」を定めるものとされました。

本計画は、こうした障がいのある人を取り巻く環境の変化や障がいのある人のニーズに対応するとともに、国の障害者基本計画及び静岡県「ふじのくに障害者プラン」を踏まえ、本市の障がい者福祉施策をより具体的で実効性のある計画として策定するものです。

なお、本計画は、障害者基本法に基づく「第3次牧之原市障がい者計画」と、障害者総合支援法に基づく「第5期牧之原市障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「第1期牧之原市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

※障がいのある人に関連する法整備の動向については、資料編（101ページ）を参照ください。
※本文中で「*」の付いている用語については、資料編の用語解説（102ページ～）を参照ください。
※所管課については、平成29年度末の課名を表記しています。

2 計画の位置付け

(1) 計画の法的位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市障害者計画」であり、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画です。

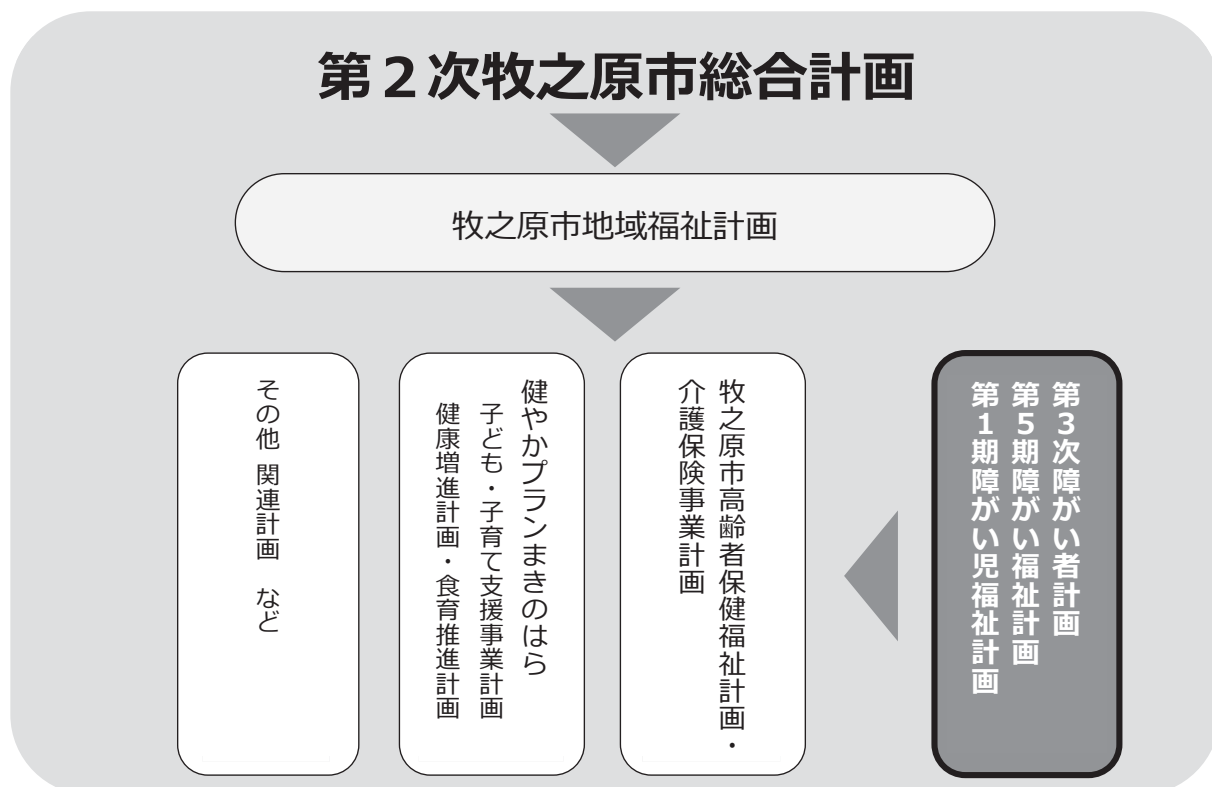
(2) 計画の対象範囲

本計画に基づいて推進する各種施策の主な対象者(児)は、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい*、高次脳機能障がい*のある人及び難病*患者などです。

また、本計画を推進するためには、全ての市民の理解と協力が不可欠であることから、本計画は障がいのある人をはじめとする全市民を対象とします。

(3) 関連計画との関係

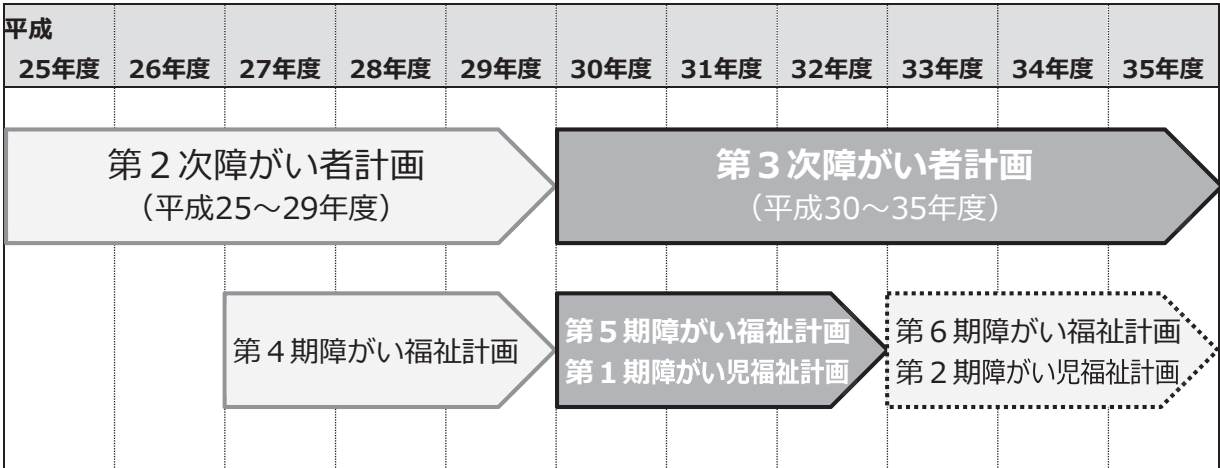
本計画は、上位計画である「第2次牧之原市総合計画」をはじめ、「牧之原市地域福祉計画」、「牧之原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健やかプランまきのはら(子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画、食育推進計画)」など、保健・医療・福祉分野の計画や、教育やまちづくり、防災などのその他の関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。



3 計画の期間

本計画は、平成30年度を初年度として平成35年度までの6年間を計画期間とします。

なお、計画期間中は定期的な進捗管理を行い、法律や社会情勢、財政状況などに大きな変化が生じた場合には、期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行います。



4 計画の策定体制

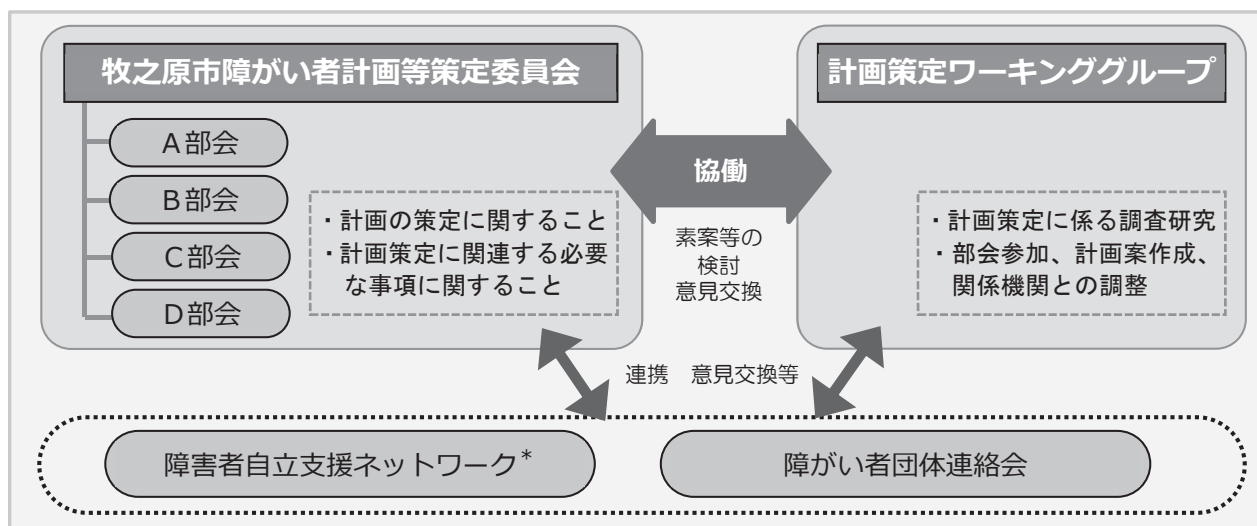
(1) 障がい福祉推進のための実態調査の実施

本市では、障がいのある人の現状や意向などを把握し、計画策定のための基礎資料として、障がいのある人の意見等を計画に反映することを目的に、障がい者福祉に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）及び、障がい者団体連絡会において意見交換を実施しました。

(2) 牧之原市障がい者計画等策定委員会での検討

本市では、計画内容等に当事者・関係者の意見を反映できるよう、障がいのある人の当事者団体や障がい者支援に係る各種団体・機関やサービス事業者、公募委員、学識経験者などにより構成する「牧之原市障がい者計画等策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し、協議を行いました。

また、策定委員会には、分野ごとに協議を行う部会を置き、市職員と社会福祉協議会*職員とで構成された計画策定ワーキンググループとの協働により検討しました。



(3) パブリックコメントの実施

本市では、市民の皆さんの声を計画に反映するため、計画の素案を公表し、意見を聴取する「パブリックコメント」を実施しました。

○実施期間：平成29年12月28日（木） ～ 平成30年1月18日（木）

○提出意見：9件

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 統計データから見る障がいのある人の状況

(1) 人口・世帯数の推移

総人口は、平成27年10月1日現在で45,547人となっており、年々減少しています。

年齢区分別に見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）が増加しており、平成27年10月1日現在では28.8%と、市民の4人に1人以上が高齢者となっています。

また、1世帯当たり人数は平成27年10月1日現在で3.0人と、年々減少しています。

【表：人口・世帯数の推移】

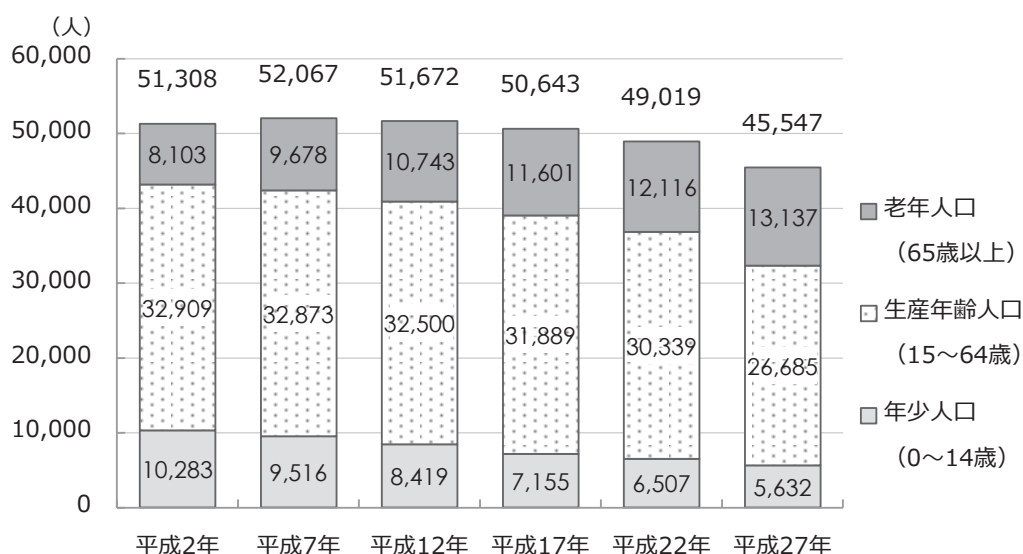
単位：人、世帯

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	51,308	52,067	51,672	50,645	49,019	45,547
年少人口（0～14歳）	10,283	9,516	8,419	7,155	6,507	5,632
総人口比（%）	20.0	18.3	16.3	14.1	13.3	12.4
生産年齢人口（15～64歳）	32,909	32,873	32,500	31,889	30,339	26,685
総人口比（%）	64.1	63.1	62.9	63.0	61.9	58.6
老年人口（65歳以上）	8,103	9,678	10,743	11,601	12,116	13,137
総人口比（%）	15.8	18.6	20.8	22.9	24.7	28.8
世帯数	12,880	13,998	14,554	15,468	15,607	15,416
1世帯当たり人数	4.0	3.7	3.6	3.3	3.1	3.0

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

注：年齢不詳により整合が取れない場合があります。

【図：年齢3区分別人口の推移】



(2) 障がい者数の推移

平成29年3月31日現在、身体障がいのある人は1,870人、知的障がいのある人は428人、精神障がいのある人は274人となっています。また、精神病院入院患者数は59人、自立支援医療*受給者数は424人、難病患者数は401人となっています。

平成25年以降の推移を見ると、増減を繰り返していますが、知的障がいのある人と難病患者数は増加傾向となっています。

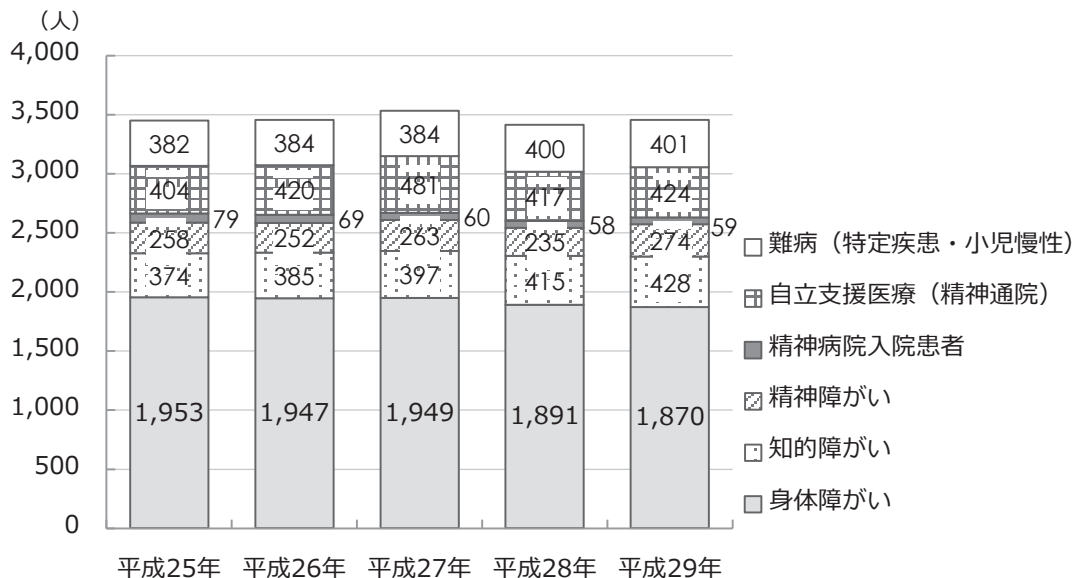
【表：障がい者数の推移】

単位：人

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	49,055	48,097	47,499	46,774	46,413
身体障がい	1,953	1,947	1,949	1,891	1,870
総人口比 (%)	3.98	4.05	4.10	4.04	4.03
知的障がい	374	385	397	415	428
総人口比 (%)	0.76	0.80	0.84	0.89	0.92
精神障がい	258	252	263	235	274
総人口比 (%)	0.53	0.52	0.55	0.50	0.59
精神病院入院患者	79	69	60	58	59
総人口比 (%)	0.16	0.14	0.13	0.12	0.13
自立支援医療（精神通院）	404	420	481	417	424
総人口比 (%)	0.82	0.87	1.01	0.89	0.91
難病（特定疾患*・小児慢性*）	382	384	384	400	401
総人口比 (%)	0.78	0.80	0.81	0.86	0.86

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

【図：障がい者数の推移】



(3) 身体障がいのある人の状況

① 身体障害者手帳*所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成29年3月31日現在で1,870人となっており、そのうち、18歳未満が31人、18歳以上が1,839人となっています。平成25年以降、僅かに減少傾向となっています。

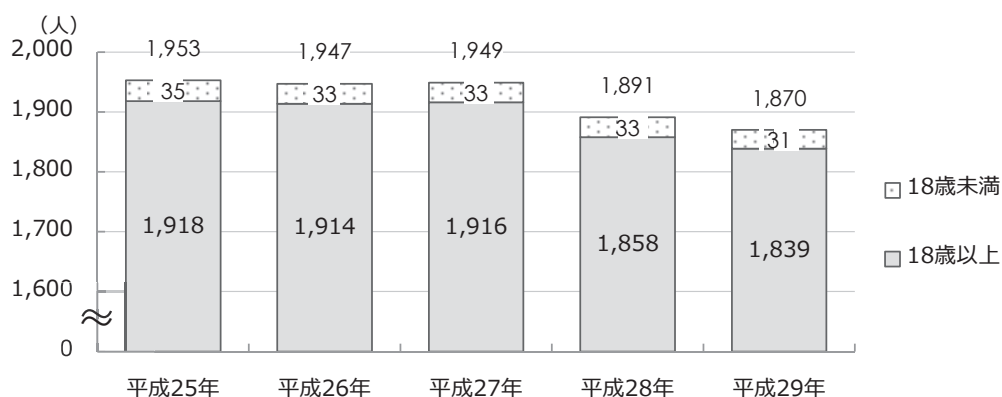
【表：身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障がいのある人	1,953	1,947	1,949	1,891	1,870
18歳未満	35	33	33	33	31
18歳以上	1,918	1,914	1,916	1,858	1,839

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

【図：身体障害者手帳所持者数の推移】



② 身体障害者手帳所持者数(種別・等級別)

平成29年3月31日時点の身体障害者手帳所持者数について、障がい種別に見ると、肢体不自由が1,036人と、全体の半数以上（55.4%）を占め、次いで内部障がいが多くなっています。

また、等級別では1級が654人と、全体の3割以上（35.0%）を占めています。

【表：身体障害者手帳所持者数（種別・等級別）】

単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	36	43	11	7	17	3	117
聴覚・平衡機能障がい	4	19	16	25	1	52	117
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	1	8	8			17
肢体不自由	221	224	191	246	92	62	1,036
内部障がい	393	5	70	115			583
合計	654	292	296	401	110	117	1,870

資料：社会福祉課（平成29年3月31日現在）

(4) 知的障がいのある人の状況

① 療育手帳*所持者数の推移

療育手帳所持者数は、平成29年3月31日現在で428人となっており、そのうち、18歳未満が100人、18歳以上が328人となっています。平成25年以降、増加傾向となっています。

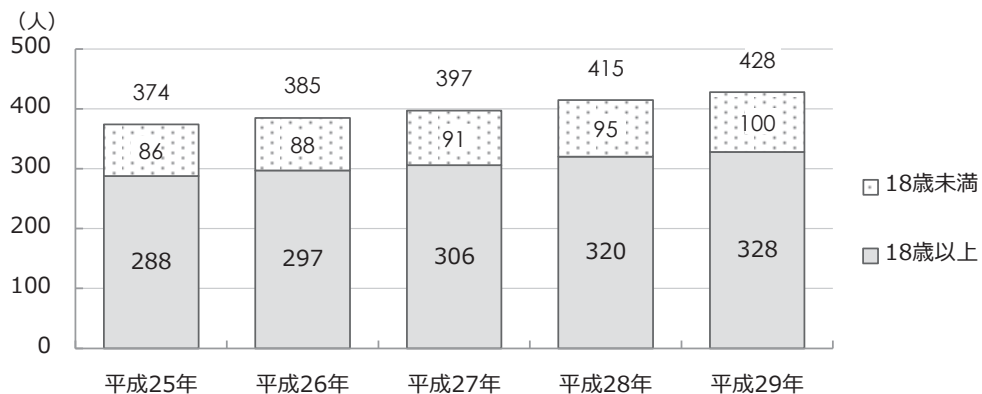
【表：療育手帳所持者数の推移】

単位：人

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
知的障がいのある人	374	385	397	415	428
18歳未満	86	88	91	95	100
18歳以上	288	297	306	320	328

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

【図：療育手帳所持者数の推移】



② 療育手帳所持者数(障がい程度別)

平成29年3月31日時点の療育手帳所持者数について、障がい程度別に見ると、A判定が153人（18歳未満：28人、18歳以上：125人）、B判定が275人（18歳未満：72人、18歳以上：203人）となっています。

【表：療育手帳所持者数（障がい程度別）】

単位：人

区分	A	A 1	A 2	A 3	B	B 1	B 2	B 3	合計
18歳未満	0	12	15	1	0	17	51	4	100
18歳以上	34	27	58	6	17	69	113	4	328
合計	34	39	73	7	17	86	164	8	428

資料：社会福祉課（平成29年3月31日現在）

(5) 精神障がいのある人の状況

① 精神障害者保健福祉手帳*所持者数及び精神科入院・通院患者数の推移

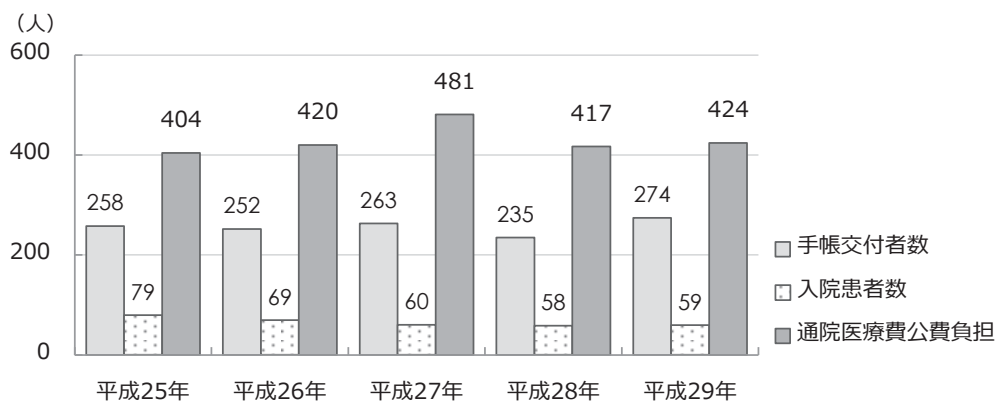
平成29年3月31日現在で、精神障害者保健福祉手帳所持者数は274人、精神科入院患者数は59人、通院医療費公費負担対象者数は424人となっています。平成25年以降、精神科入院患者数は減少傾向となっているものの、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向となっています。

【表：精神障害者保健福祉手帳所持者数及び精神科入院・通院患者数の推移】 単位：人

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
手帳所持者数	258	252	263	235	274
精神科入院患者数	79	69	60	58	59
通院医療費公費負担対象者数	404	420	481	417	424

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

【図：精神保健福祉手帳所持者数及び精神科入院・通院患者数の推移】



② 精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)

平成29年3月31日時点の精神障害者保健福祉手帳所持者数について、障がい等級別にみると、1級が28人、2級が160人、3級が86人と、2級が6割近くとなっています。

【表：精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）】 単位：人

区分	1級	2級	3級	合計
精神障害者保健福祉手帳所持者数	28	160	86	274

資料：社会福祉課（平成29年3月31日現在）

（6）難病患者数等の推移

平成29年3月31日現在で、特定疾患医療受給者数は368人、小児慢性特定疾患医療受給者数は33人となっています。平成25年以降、特定疾患医療受給者数は増加傾向となっています。

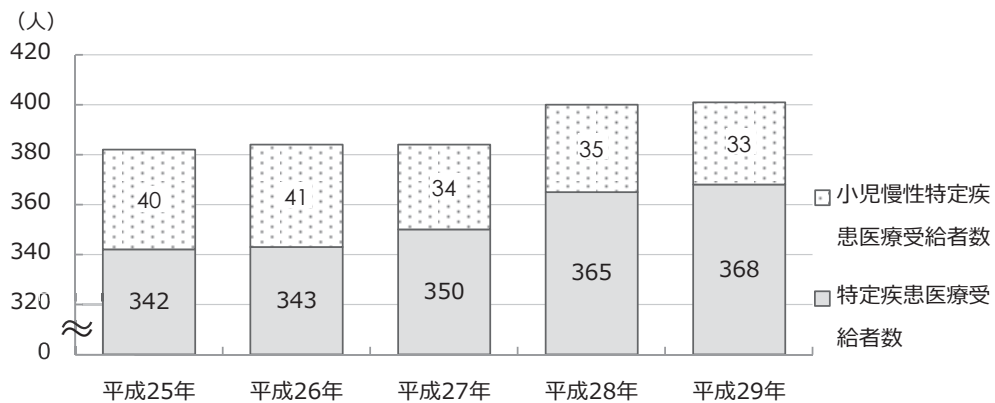
【表：難病患者数等の推移】

単位：人

区分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特定疾患医療受給者数	342	343	350	365	368
小児慢性特定疾患医療受給者数	40	41	34	35	33

資料：中部保健所（各年3月31日現在）

【図：難病患者等の推移】



（7）発達障がいのある人の状況

平成28年10月末現在で、通常の学級に在籍する発達障がいを有すると思われる児童・生徒数は272人と、平成26年以降、年々増加しています。

【表：発達障がいのある人の状況】

単位：人

区分	平成26年	平成27年	平成28年
通常の学級に在籍する発達障がいを有すると思われる児童・生徒数	222	239	272

資料：特別支援教育に関する調査（各年10月末現在）

(8) 障がいのある人の雇用環境

① 民間企業における雇用率の推移

市内民間企業の障がい者雇用率は、平成28年で1.55%と、平成25年以降、年々上昇しているものの、静岡県（1.90%）や国（1.92%）と比べると低い水準となっています。

また、法定雇用率[※]と比較すると、国・県ともに下回っている状況です。

【表：民間企業における雇用率の推移】

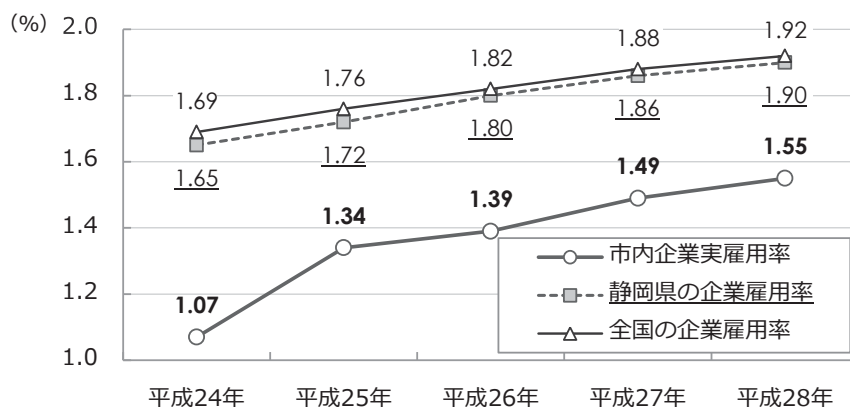
単位：事業所、人、%

区 分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
牧之原市内の企業	対象企業数	25	27	30	30	32
	算定基礎労働者数	3,552	3,720	3,669	3,886	4,071
	雇用障がい者数	38	50	51	58	63
	実雇用率	1.07	1.34	1.39	1.49	1.55
	達成企業数	10	10	10	14	17
静岡県の企業雇用率		1.65	1.72	1.80	1.86	1.90
全国の企業雇用率		1.69	1.76	1.82	1.88	1.92

※法定雇用率：一般民間企業は2.0%（常用労働者数50以上の企業は雇用義務）
特殊法人は2.3%（常用労働者数43.5人以上の特殊法人は雇用義務）

資料：静岡労働局調べ

【図：民間企業における雇用率の推移】



② 牧之原市役所における雇用率の推移

平成28年6月1日時点の市役所の障がい者雇用率は3.44%と、法定雇用率（2.3%）を上回っています。

【表：牧之原市役所における雇用率の推移】

単位：人、%

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
職員数	325	318	317	315	320
雇用障がい者数	6	7	9	8	11
実雇用率	1.85	2.20	2.84	2.54	3.44

資料：社会福祉課（各年6月1日現在）

(9) 障がいのある人の施設等

① 市内の障がい者施設の状況

平成30年2月1日現在の市内の障がい者施設は、下記のとおりです。

【表：市内の障がい者施設の状況】

単位：人

区分	施設名	所在地	定員
施設入所支援	やまばと希望寮	坂部2151-2	30
グループホーム	わかば	坂部2152-7	10
	もくれん	坂部5623-1	10
	こづつみ寮	大沢148-4	7
	第二こづつみ寮	大沢5-15	7
	たんぼぼ	坂部3560-2	6
生活介護	ケアセンターさざんか	坂部2159-1	20
	つくしホーム	相良240-1	25
児童発達支援	つくしの家	相良240-1	40
就労継続支援A型	センドラン静岡	細江198-12	40
就労継続支援B型	ワークセンターやまばと	坂部394-2	20
	こづつみ作業所	波津1690-1	25
	第2こづつみ作業所	大沢5-10	25
	さがら作業所	菅ヶ谷219-1	25
	あじさい	細江701-4	15
	サポートセンターみつばち	細江2495	20
	ヨンワ	坂部604-3	20
放課後等デイサービス	おれんじ坂口	坂口633-2	10
	スマイル相良	菅ヶ谷169	10
	リカバリー静岡	静岡1693-37	10
	スマイル榛原	細江352-1	10
地域活動支援センター	はぐるま	細江701-4	15

資料：社会福祉課（平成30年2月1日現在）

② 市内で活動するボランティア*団体の状況

平成29年7月31日現在の市内で活動するボランティア団体等は、下記のとおりです。

【表：市内で活動するボランティア団体の状況】

単位：人

団体名	活動概要	会員数
運転ボランティア「どこでもカー」	障がいのある人の外出を支援するため、運転を代行	13
音訳サークルやまびこ	視覚障がいのある人へ市の広報紙をテープ・CDに吹き込む活動	3
手話サークル・フレンド	手話を覚える、ろうあ者との交流	8
作業ボランティア部	障がい者施設での作業の手伝い	9
介助部	障がい者施設での散歩のボランティア	4

資料：社会福祉協議会（平成29年7月31日現在）

2 アンケート調査結果から見る障がいのある人の状況

(1) 調査概要

① 調査概要

○実施対象：障がい者手帳所持者（市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）：1,000人

一般市民（市内在住の18歳以上の男女）：500人

○調査期間：平成28年12月1日（木）～平成28年12月19日（月）

○回収状況

調査票種別	配布数	有効回収数	有効回収率
障がい者手帳所持者	1,000 人	522 サンプル	52.2 %
一般市民	500 人	203 サンプル	40.6 %

② 回答者の属性

《障がい者手帳所持者》

性別 単位：人、%

全体	男性	女性	無回答
522	281	227	14
100.0	53.8	43.5	2.7

居住地区 単位：人、%

全体	相良	榛原	無回答
522	260	250	12
100.0	49.8	47.9	2.3

年代

単位：人、%

全体	10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	無回答
522	4	21	20	19	42	57	111	144	73	31
100.0	0.8	4.0	3.8	3.6	8.0	10.9	21.3	27.6	14.0	5.9

手帳種別（複数回答） 単位：人、%

全体	身体障がい	知的障がい	精神障がい	無回答
522	426	96	77	13
100.0	81.6	18.4	14.8	2.5

《一般市民》

性別 単位：人、%

全体	男性	女性	無回答
203	82	119	2
100.0	40.4	58.6	1.0

居住地区 単位：人、%

全体	相良	榛原	無回答
203	99	102	2
100.0	48.8	50.2	1.0

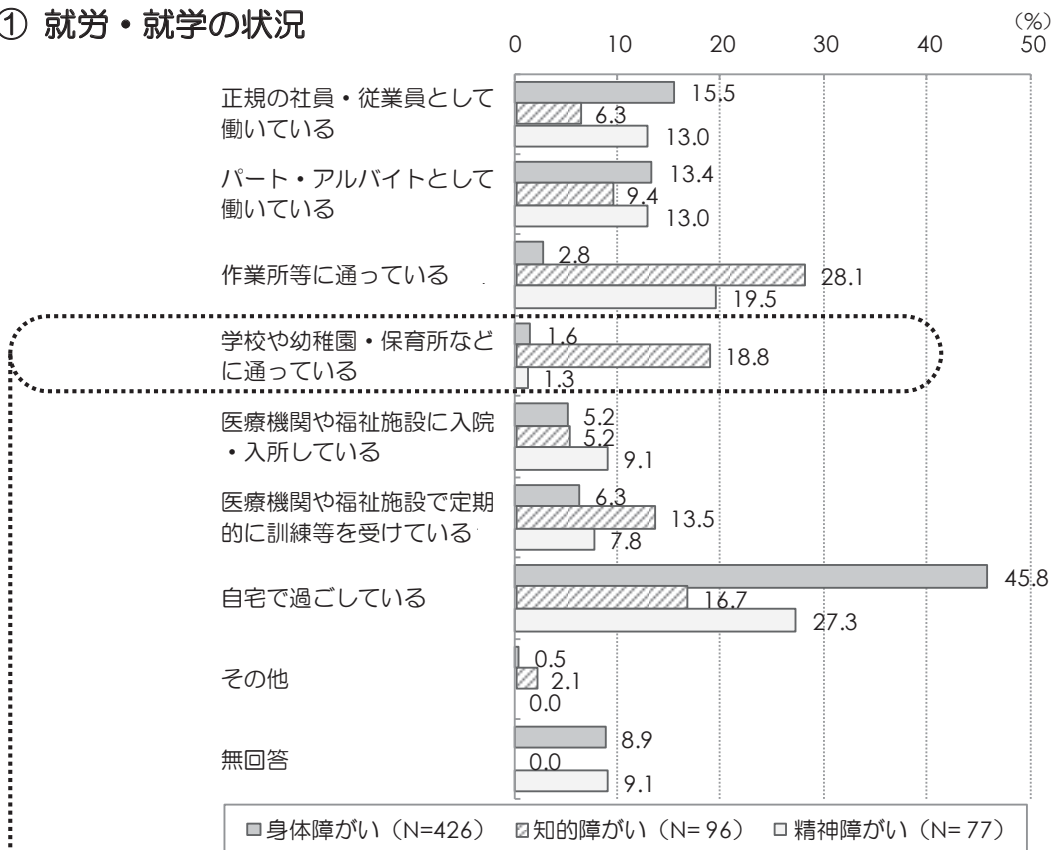
年代

単位：人、%

全体	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	無回答
203	4	14	17	30	28	52	56	2
100.0	2.0	6.9	8.4	14.8	13.8	25.6	27.6	1.0

(2) 就労・就学状況について

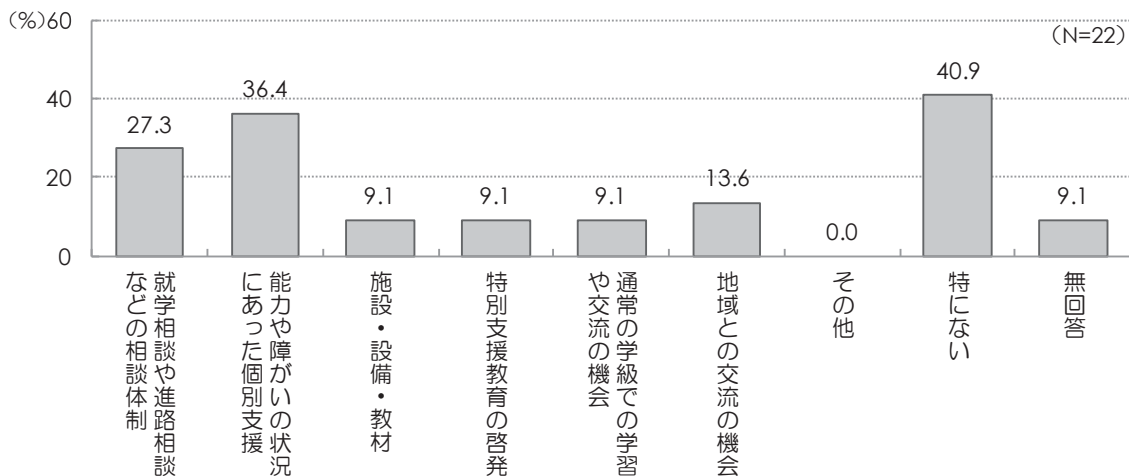
① 就労・就学の状況



身体障がい・精神障がいのある人では「自宅で過ごしている」、知的障がいのある人では「作業所等に通っている」が最も高くなっています。

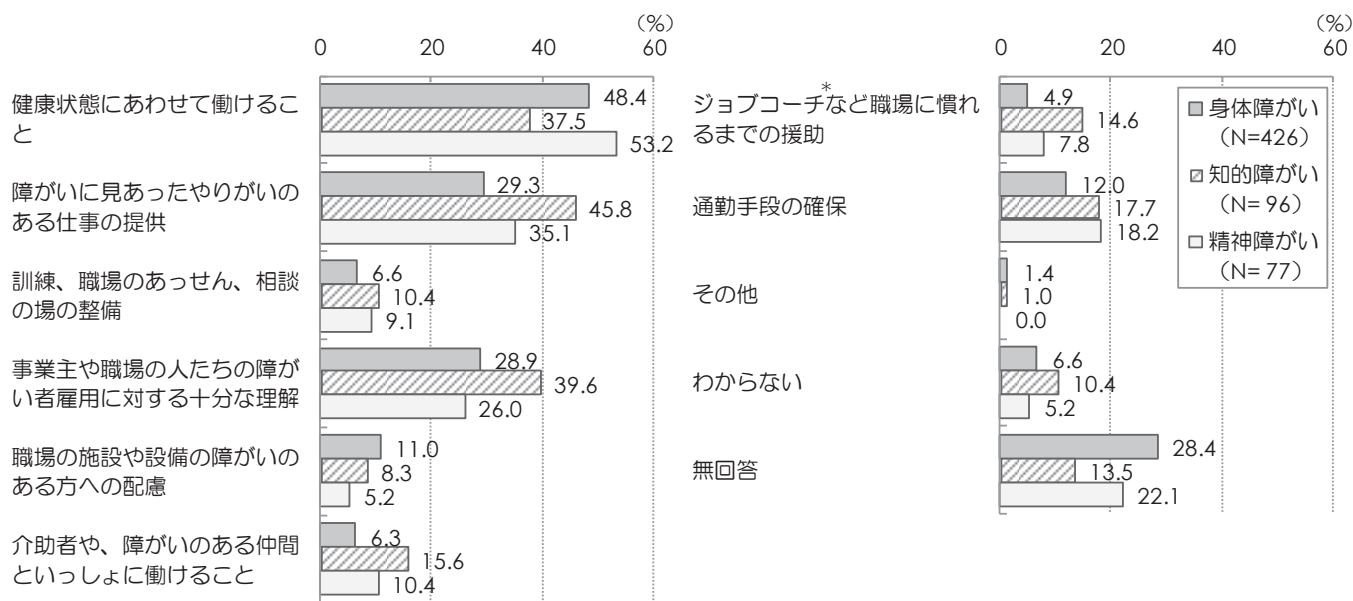
作業所等での就労も含めた『就労している人』の割合は、身体障がいのある人では31.7%、知的障がいのある人では43.8%、精神障がいのある人では45.5%となっています。

② (就学している人のみ) 通園・通学先に充実を望むこと



「能力や障がいの状況にあった個別支援」が36.4%と3割を超えて高く、次いで「就学相談や進路相談などの相談体制」が3割近く(27.3%)で続いています。

③ 障がいのある方が働くために大切だと思うこと

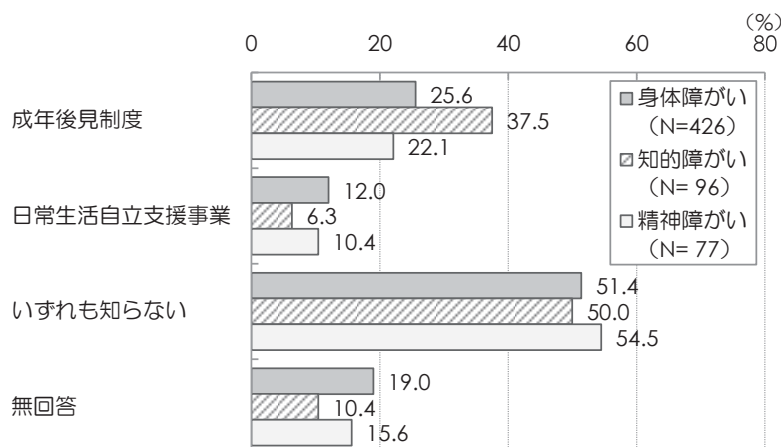


身体障がい・精神障がいのある人では「健康状態にあわせて働けること」、知的障がいのある人では「障がいに見あったやりがいのある仕事の提供」が最も高い割合となっています。

「健康状態にあわせて働けること」、「障がいに見あったやりがいのある仕事の提供」、「事業主や職場の人たちの障がい者雇用に対する十分な理解」が回答の割合の高い項目となっており、障がい種別にみても共通しています。

(3) 相談ごとや情報の入手について

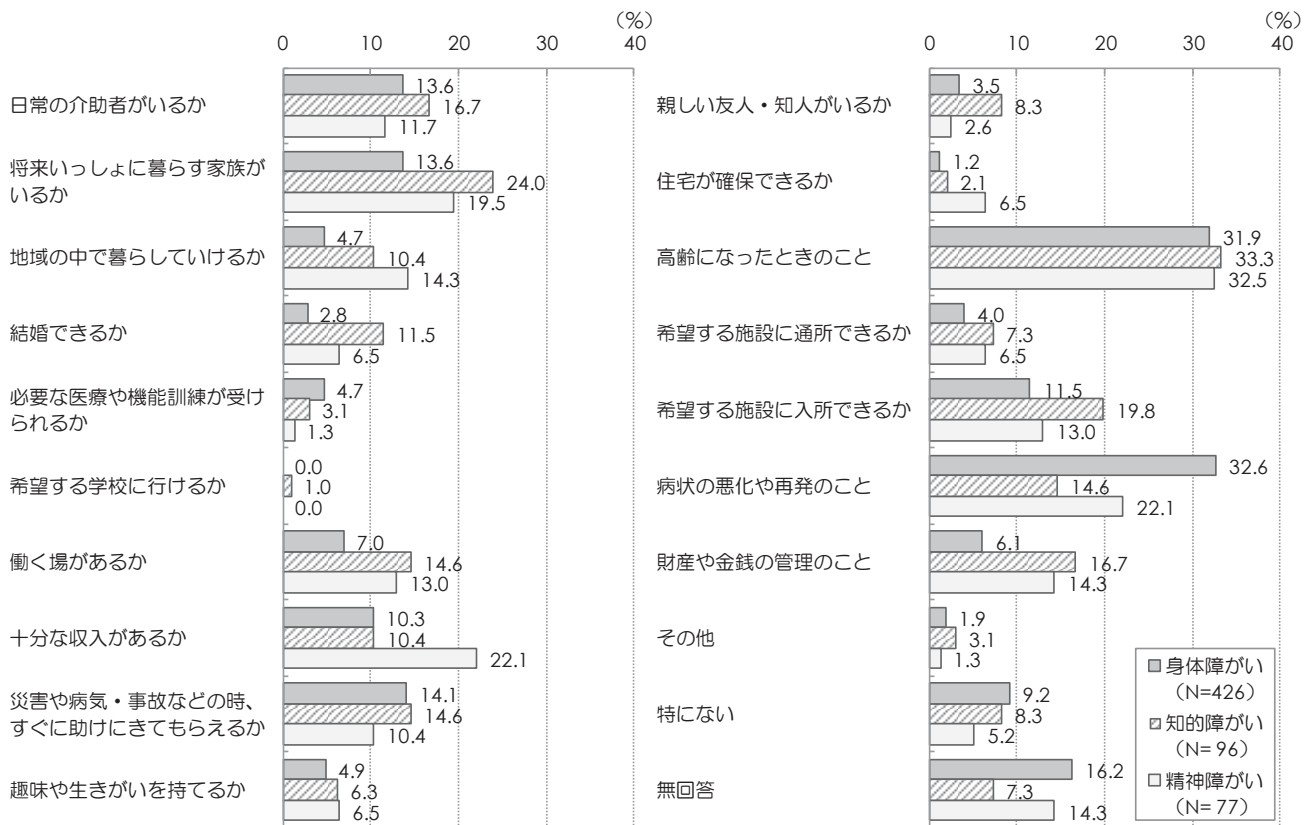
① 権利擁護*の制度や事業についての認知度



成年後見制度*では、知的障がいのある人で4割近くの認知度となっているものの、身体障がい・精神障がいのある人では3割未満の認知度となっています。

また、日常生活自立支援事業*では、3障がいともに1割程度の認知度となっています。

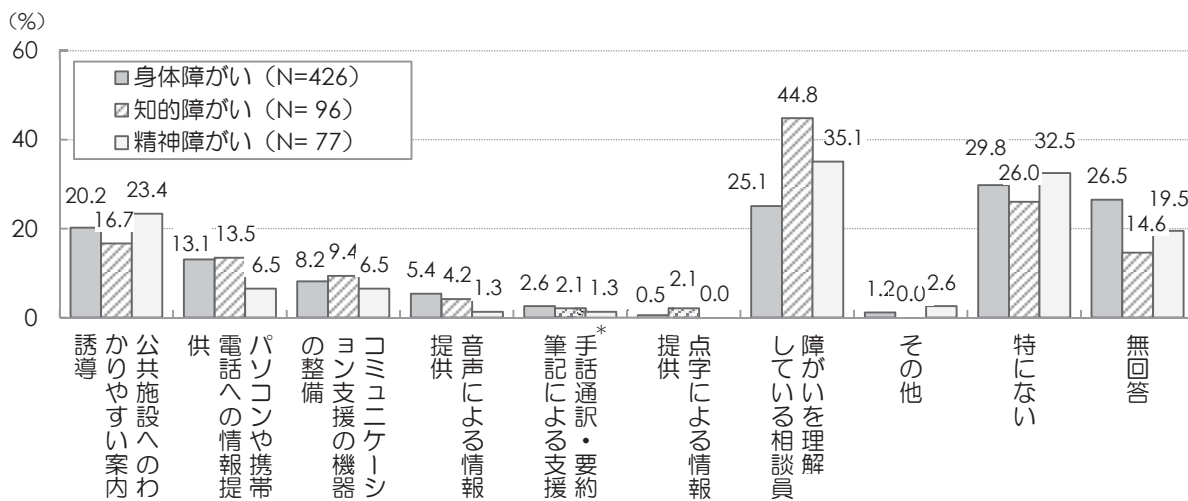
② 将来のことで不安に感じていること



身体障がいのある人では「病状の悪化や再発のこと」、知的障がい・精神障がいのある人では「高齢になったときのこと」が最も高い割合となっています。

その他、知的障がいのある人では「将来いっしょに暮らす家族がいるか」、「希望する施設に入所できるか」、精神障がいのある人では「十分な収入があるか」、知的障がい・精神障がいのある人では「働く場があるか」、「財産や金銭の管理のこと」などで、身体障がいのある人に比べて高い割合となっています。

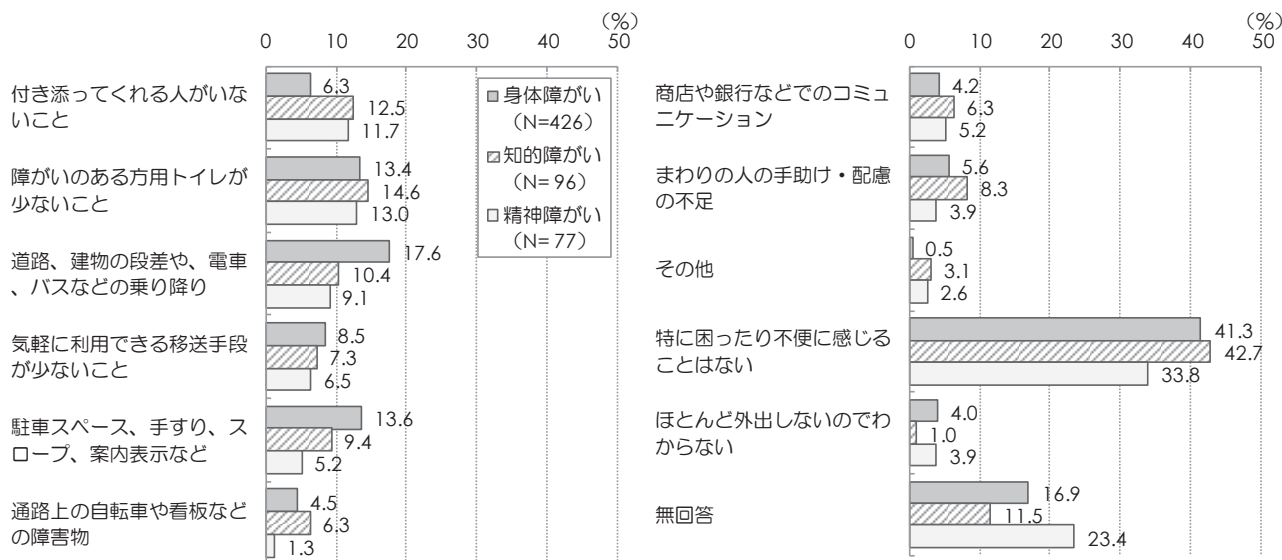
③ コミュニケーションや情報取得のために充実してほしいこと



コミュニケーションや情報取得のために充実してほしいことでは、3障がいともに「障がいを理解している相談員」が最も高くなっています。次いで、「公共施設へのわかりやすい案内・誘導」、「パソコンや携帯電話への情報提供」の順となっています。

(4) 外出について

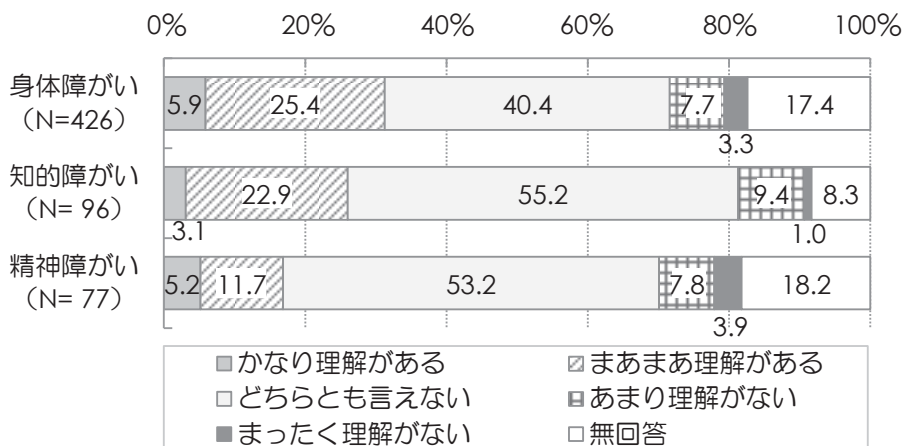
① 外出で困ったり、不便に感じること



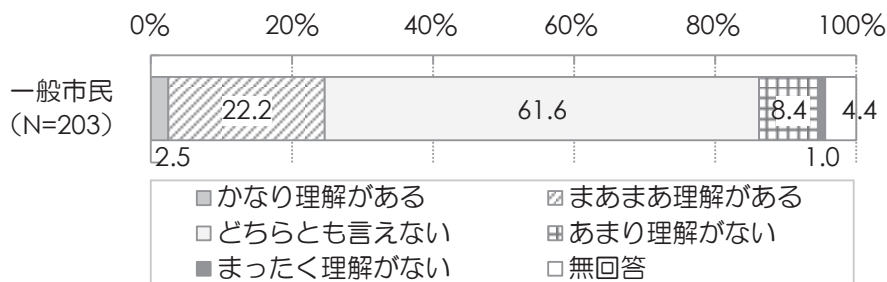
3障がいともに「特に困ったり不便に感じることはない」が最も高い割合となっています。具体的に困っていることでは、身体障がいのある人では「道路、建物の段差や、電車・バスなどの乗り降り」が17.6%と2割近くを占めています。知的障がい・精神障がいのある人では「付き添ってくれる人がいないこと」で、身体障がいのある人に比べて高い割合となっています。

(5) 地域とのかかわり／福祉への関心について

① 障がいのある人に対する市民の理解

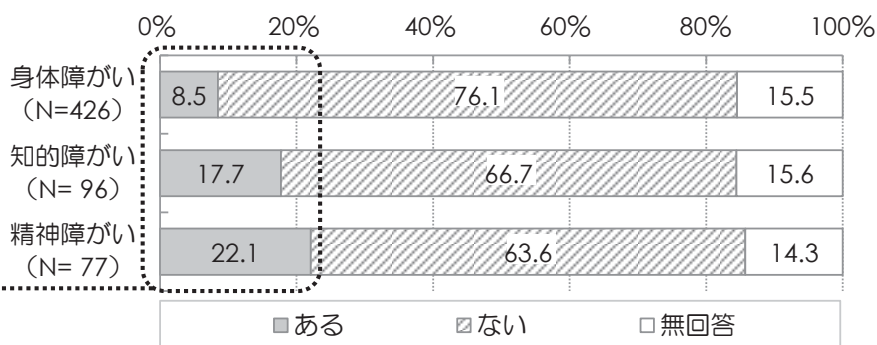


3障がいともに『理解がある』（かなり理解がある+まあまあ理解がある）が、『理解がない』（あまり理解がない+まったく理解がない）を上回っているものの、精神障がいのある人では『理解がある』が2割未満となっています。



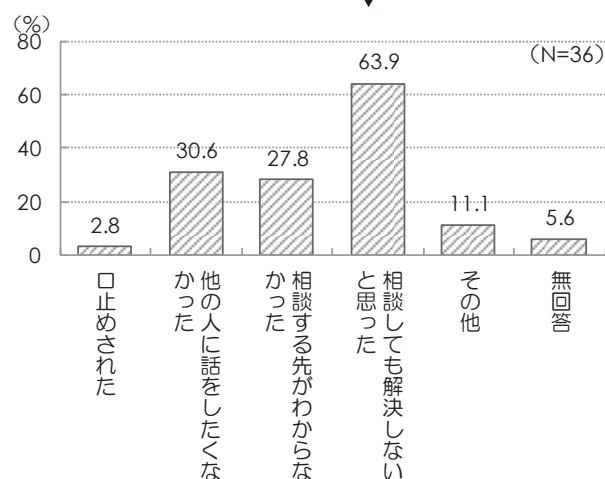
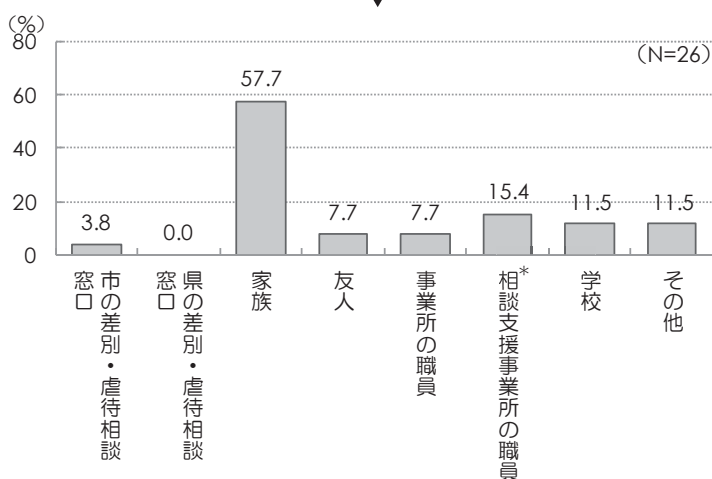
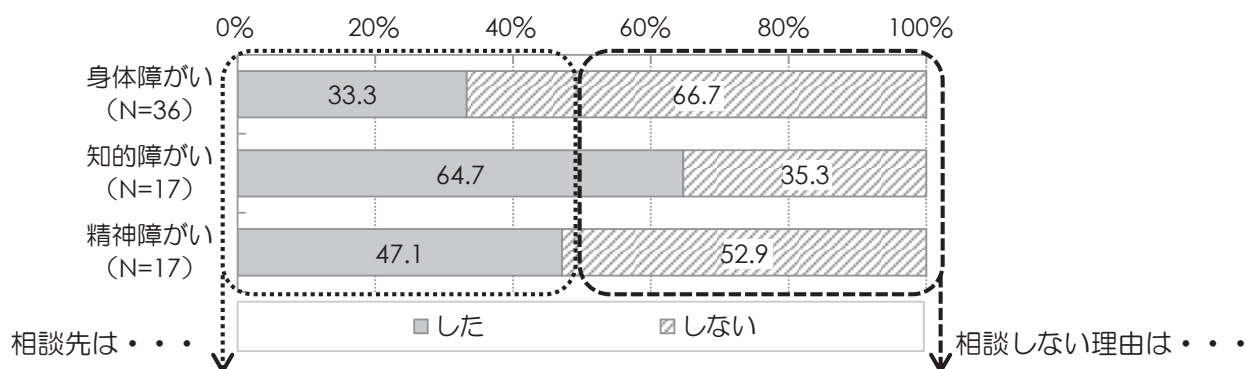
一般市民では、「どちらとも言えない」が6割以上を占めているものの、『理解がある』が、『理解がない』を上回っており、障がいのある人と同様の結果となっています。

② 差別や虐待を受けたことの有無



3障がいともに「ない」が大半を占めているものの、身体障がいのある人では、1割近く（8.5%）、知的障がい・精神障がいのある人では2割程度（知的：17.7%、精神：22.1%）が「ある」と回答しています。

③ (差別・虐待を受けたことがある人のみ) 相談状況

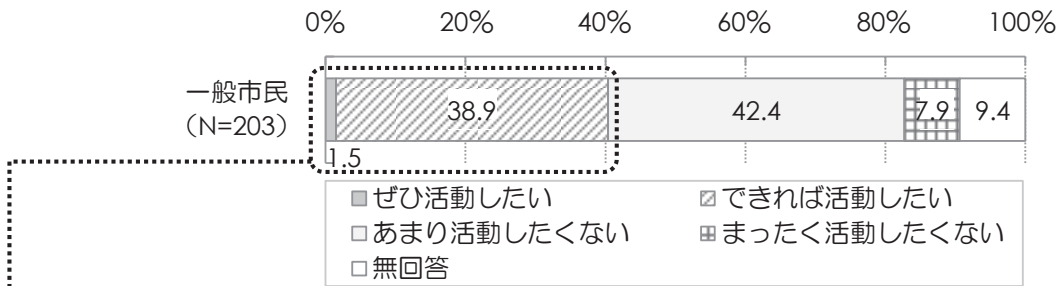


知的障がいのある人では「(相談)した」が6割以上を占めているものの、身体障がい・精神障がいのある人では「(相談)しない」が「(相談)した」を上回る結果となっています。相談した人の相談先では「家族」以外の項目では2割未満となっており、差別や虐待に関する相談窓口の周知が図られていないことが分かります。

また、相談しなかった人の理由では、「相談しても解決しないと思った」が6割を超えて最も高くなっています。

(6) 福祉活動について (一般市民対象調査項目)

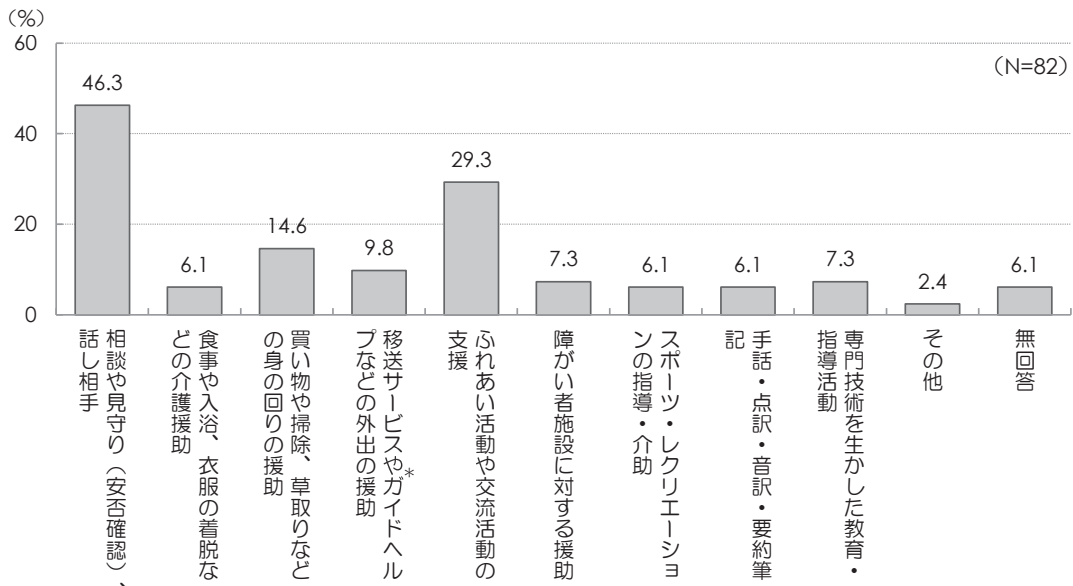
① ボランティア活動への今後の参加意向



『活動したくない』(あまり活動したくない+まったく活動したくない)が約半数を占めているものの、『活動したい』(ぜひ活動したい+できれば活動したい)が約4割を占める結果となっています。

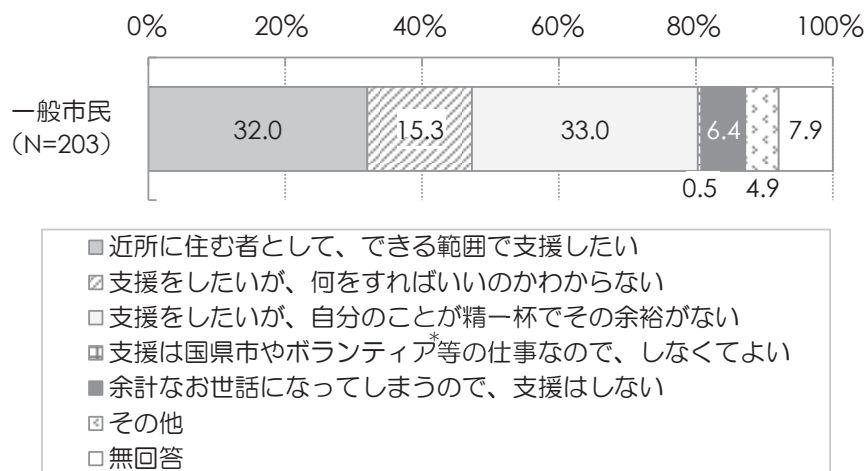


② (活動したい人のみ) 参加したいボランティア活動の内容



「相談や見守り(安否確認)、話し相手」が4割を超えて最も高く、次いで「ふれあい活動や交流活動の支援」(29.3%)、「買い物や掃除、草取りなどの身の回りの援助」(14.6%)となっています。

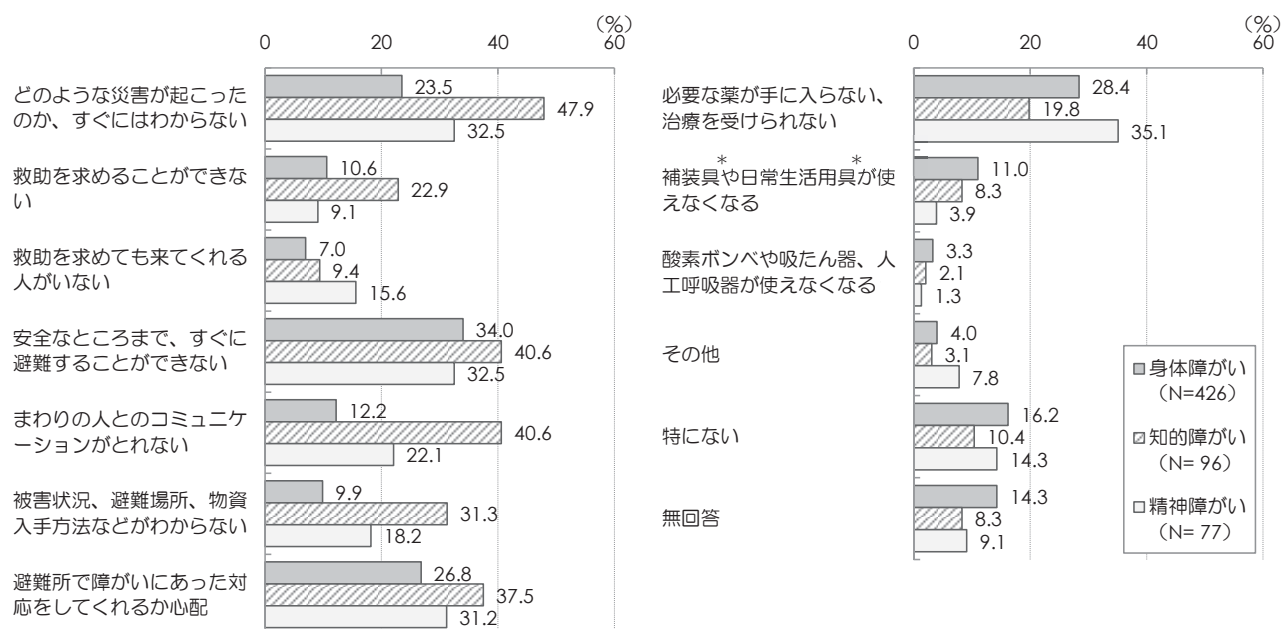
③ 近所の障がいのある方などへの日常的な支援についての考え



「支援をしたいが、自分のことが精一杯でその余裕がない」が33.0%と最も高くなっているものの、次いで「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が32.0%、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が15.3%となっており、『支援をしたい』と考えている人が4割以上を占める結果となっています。

(7) 地震や台風などの災害時のことについて

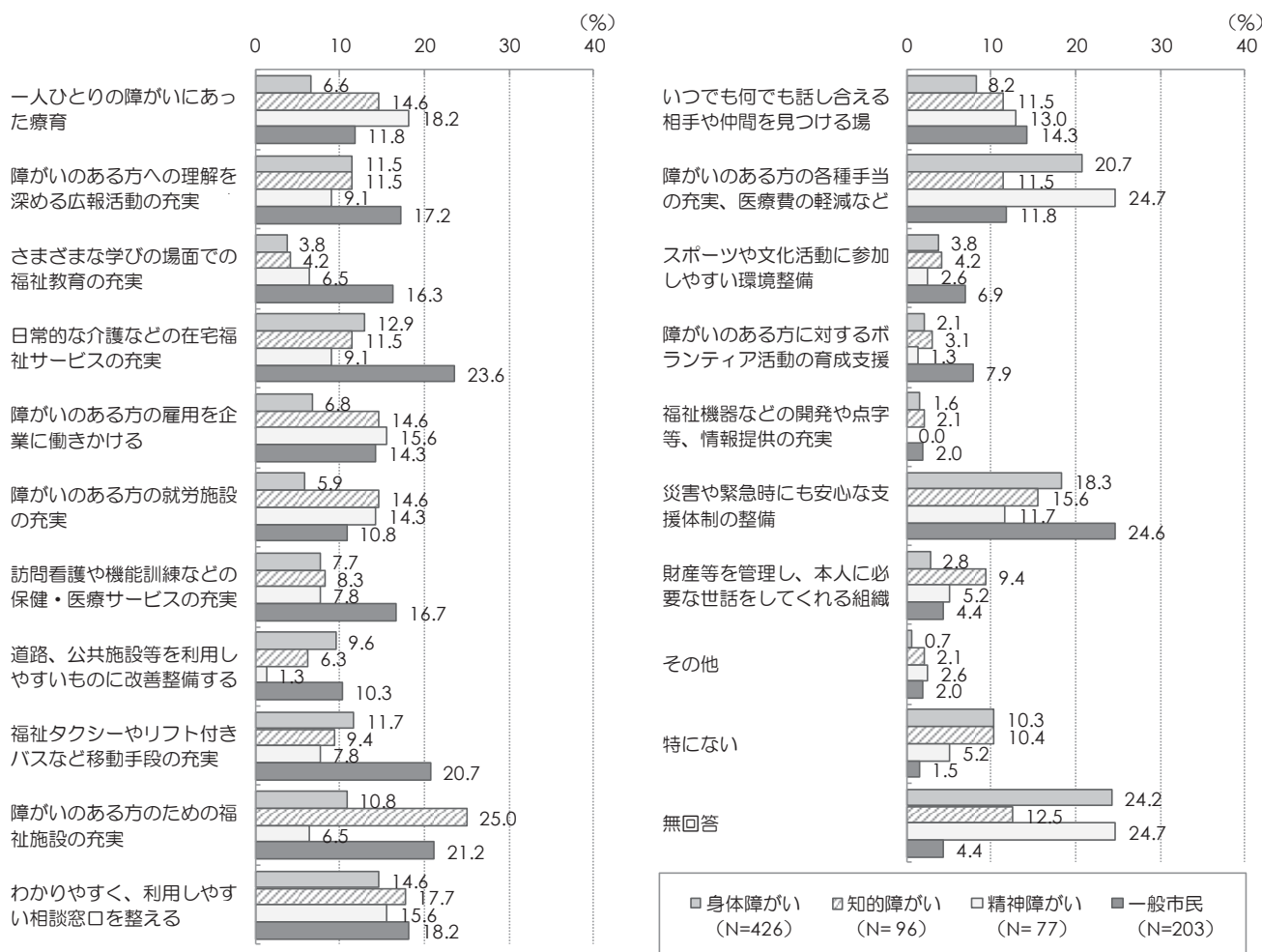
① 災害時に困ること



身体障がいのある人では「安全なところまで、すぐに避難することができない」、知的障がいのある人では「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」、精神障がいのある人では「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が最も高くなっています。

(8) 障がいのある方の福祉施策について

① 暮らしやすくなるために特に充実を望むこと



身体障がい・精神障がいのある人では「障がいのある方の各種手当の充実、医療費の軽減など」、知的障がいのある人では「障がいのある方のための福祉施設の充実」、一般市民では「災害や緊急時にも安心な支援体制の整備」が最も高くなっています。

一般市民では、暮らしやすくなるために在宅福祉サービスや保健・医療サービスなど、各種サービスの充実を望む人が多い一方で、障がいのある人では「障がいのある方の雇用を企業に働きかける」や「障がいのある方の就労施設の充実」などの雇用や、「わかりやすく、利用しやすい相談窓口を整える」などの回答が高くなっています。

3 牧之原市の課題

(1) 理解と交流

○アンケート調査より

- ・障がいに対する理解の状況は、障がい種別によって差があり、総合的に理解が進んでいるとは言えない状況です。障がいに対する広い理解が必要です。
- ・地域との関わりの状況は、精神障がいのある人では少なく、また、障がいのある人が地域でどのような活動が行われているか知らない人が多いため、交流の場が必要とされています。
- ・一般市民のボランティア活動への意向は高く、相談・見守り・話し相手、交流活動、買い物への援助などで支援できる人が多いことから、支援できる人と支援してもらいたい人がマッチングできる仕組みづくりが望まれます。

(2) 保育・教育・療育

○知的障がいや発達障がいのある子どもは、年々増加傾向となっています。

○アンケート調査より

- ・通園・通学先に充実を望むことについては、能力や障がいの状況にあった個別支援が多く挙げられています。
- ・障がいのある子どもの就学については、通学の大変さを挙げる保護者が最も多く、付き添いなどを含む交通手段等が大きな課題となっています。

(3) 保健・医療・福祉サービス

○アンケート調査より

- ・暮らしやすくなるために充実してもらいたいこととして、福祉施設の充実を望む人が多くなっています。
- ・介護・介助者が特定されている傾向もみられるため、介護負担の軽減を図り、また、介護・介助者の病気や傷病など、万が一のことがあった際の手立てとして、各種サービスの充実を図るとともに、その支援・サービスについて周知していくことが必要です。

(4) 権利擁護

○アンケート調査より

- ・権利擁護の制度や事業の認知度が低く、利用意向のない人では家族以外に財産を任せることに不安を感じている人が多くなっています。制度や仕組みの内容について正しく理解されるよう、制度の周知（情報提供）を推進していく必要があります。
- ・差別や虐待を受けた時に相談しなかった理由として、相談しても解決しないと思った人が多くなっていました。早期解決に向けた第一歩は相談であることから、声を上げることの重要性について啓発していく必要があります。

(5) 雇用・就労

○市内の障がい者雇用率は、法定雇用率を下回っており、国・県に比べても低くなっています。

○アンケート調査より

- ・障がいのある人の就労意欲が高いことから、意欲のある人が就労できるよう、柔軟な就労形態の取り入れや職場・周囲への障がいに対する理解の啓発など、より一層、企業・事業所への働きかけが必要です。

(6) 生活環境

○アンケート調査より

- ・障がい種別によって外出頻度に差があります。外出手段として、自力（自分で運転する自家用車・徒歩など）で動ける人は外出頻度が多いことから、付き添いを含めた外出手段（交通手段）の確保について検討していく必要があります。

(7) 防災・防犯

○アンケート調査より

- ・災害時の避難や避難後の生活等に不安を感じている人が多くなっています。

○障がい者団体からの意見より

- ・防災訓練に参加して地域の人に障がいを知ってもらうことが大切であるとの意見が挙がっています。

○障がいのある人やその家族に対しては、日頃からの防災訓練への参加を進めるとともに、障がいのある人とその周囲の人たちには、避難経路や避難場所に関する周知が必要です。また、避難後の生活に関しては、福祉避難所*を含めた設備・配慮等について検討や準備をしておく必要があります。

(8) 情報・コミュニケーション

○アンケート調査より

- ・情報の入手手段では、障がいの種別や年齢によってその入手方法に違いが見られます。

○障がい者団体からの意見より

- ・障がいのある人は、困っていることはないと回答しがちであるとの意見が挙がっています。

○必要な人に必要な情報が行き届くよう、情報の発信方法についても、障がいの特性や年齢層に応じて使い分けるなどの工夫も検討していく必要があります。



第3章 基本理念・基本方針

1 計画の基本理念

「第2次牧之原市総合計画」では、絆と元気を原動力に、誰もがやりがいや生きがいを感じられる幸せにあふれる地域社会を築き、多くの人を訪れたい、住んでみたい、働いてみたい、学んでみたい、そして、人が、情報が、企業が集まる賑わいと希望に満ちた牧之原市を目指し、『絆と元気が創る 幸せあふれみんなが集う N E X Tまきのはら』を将来都市像としています。

また、重点戦略の一つとして、『共に支え、安心して思いが実現できる地域社会をつくる』を掲げ、子どもから高齢者、障がいを持つ人や男女の区別なく誰もが、支え合える、生きがいを感じられる、住み続けたい牧之原市の実現を目指しています。

本計画は、基本理念を「**共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原**」とし、障がいのある人もない人も、全ての人が地域社会の中で共に生きる一人の人間として互いに認め合い、支え合い、寄り添いながら、安心して幸せに暮らせる温もりのある社会を目指します。

また、この基本理念に基づいて、この計画が目指す将来像を「**みんな支えあい 自分らしく暮らせるまち**」と定め、各施策を推進します。

将来像

みんな支えあい 自分らしく暮らせるまち

基本理念

共にあゆみ 共によりそう 心でつながる牧之原

思いやりの心を持って相手を理解し、一人ひとりが幸せに、

共にあゆみ、

心を通わせ合い、地域の絆を深め、

共によりそいながら、

温もりのある、人にやさしい、

心でつながる牧之原

2 計画の基本方針

本計画では、将来像の「みんなで支えあい 自分らしく暮らせるまち」を目指し、次の基本方針を定めます。

基本方針1 理解と交流の促進

市民の誰もが、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活を送るために、様々な交流の機会を通じて障がいを身近なものとして感じられるような理解・啓発活動を推進します。

基本方針2 保育・教育・療育の充実

障がいのある子どもたちが、ライフステージ*に合った適切な支援を受けながら、住み慣れた地域の中で安心して育つことができるよう、保育・教育・療育の充実を図ります。

また、保護者にとって身近で話しやすい相談体制を整え、保護者に寄り添った支援を推進します。

基本方針3 保健・医療・福祉サービスの充実

障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療を促進し、健やかで安心した暮らしができるよう、関係機関と連携を図り、地域の医療体制の充実を目指します。

また、一人ひとりが自分らしい生活を送れるよう、障がいの状況やニーズに応じた多様なサービスの充実を図ります。

基本方針4 権利擁護の充実

障がいのある人の権利を擁護するとともに、障がいのある人自身による自己選択や意思決定ができる支援や重層的な相談支援体制の構築を図ります。

また、虐待の未然防止や差別の解消に関する啓発活動を推進します。

基本方針5 雇用・就労の促進

障がいのある人が安心して働き、自分らしい生活が送れるよう、企業と関係機関とが連携し、相互理解と雇用・就労を促進します。

基本方針6 生活環境の整備

障がいのある人が安心して外出できるよう、移動手段の確保に努めるとともに、公共施設、道路のバリアフリー*化など、安全面に配慮した環境整備を推進します。

基本方針7 防災・防犯の体制整備

災害時における避難や避難生活を地域ぐるみで支え合う仕組みづくりを進めるとともに、障がいのある人が犯罪に巻き込まれないよう、防災意識の高揚と防犯体制の整備を図ります。

基本方針8 情報・コミュニケーションの充実

障がいのある人の暮らしと社会参加を支援するため、障がいの特性などに応じた情報の発信体制の整備に努めます。

また、意思疎通支援が必要な人への情報伝達手段の多様化を進め、コミュニケーション支援の充実を図ります。



3 重点的な取組

「基本方針」の実現に向けて、施策の中から、特に積極的に取り組む必要がある次の5点を、重点的な取組として掲げます。

重点取組1 地域での交流・ふれあいの場の促進

障がいの有無にかかわらず、住み慣れた場所で安心して生活を送ることができるよう、福祉事業所などと地域や学校との交流を促進するとともに、交流事業の情報発信を行い、参加しやすい環境づくりを推進します。

重点取組2 切れ目ない支援体制の構築

発達支援が必要な子どもが発達段階に応じた適切な支援が受けられるよう、保護者が気軽に相談できる相談窓口の整備や支援者の養成、関係機関や地域へつなぐ支援拠点を設置するなど、切れ目のない支援体制を構築します。

また、発達支援が必要な子どもへの地域や学校間での交流の場の充実を図ります。

重点取組3 地域を含めた相談体制の充実・啓発

身近な相談先である地域の方や区長、民生委員児童委員*等と行政・相談支援事業所が互いに顔の見える関係を構築することにより相談支援体制の充実を図り、本人や家族に寄り添った支援を行います。

重点取組4 障がいのある人と企業との相互理解の促進

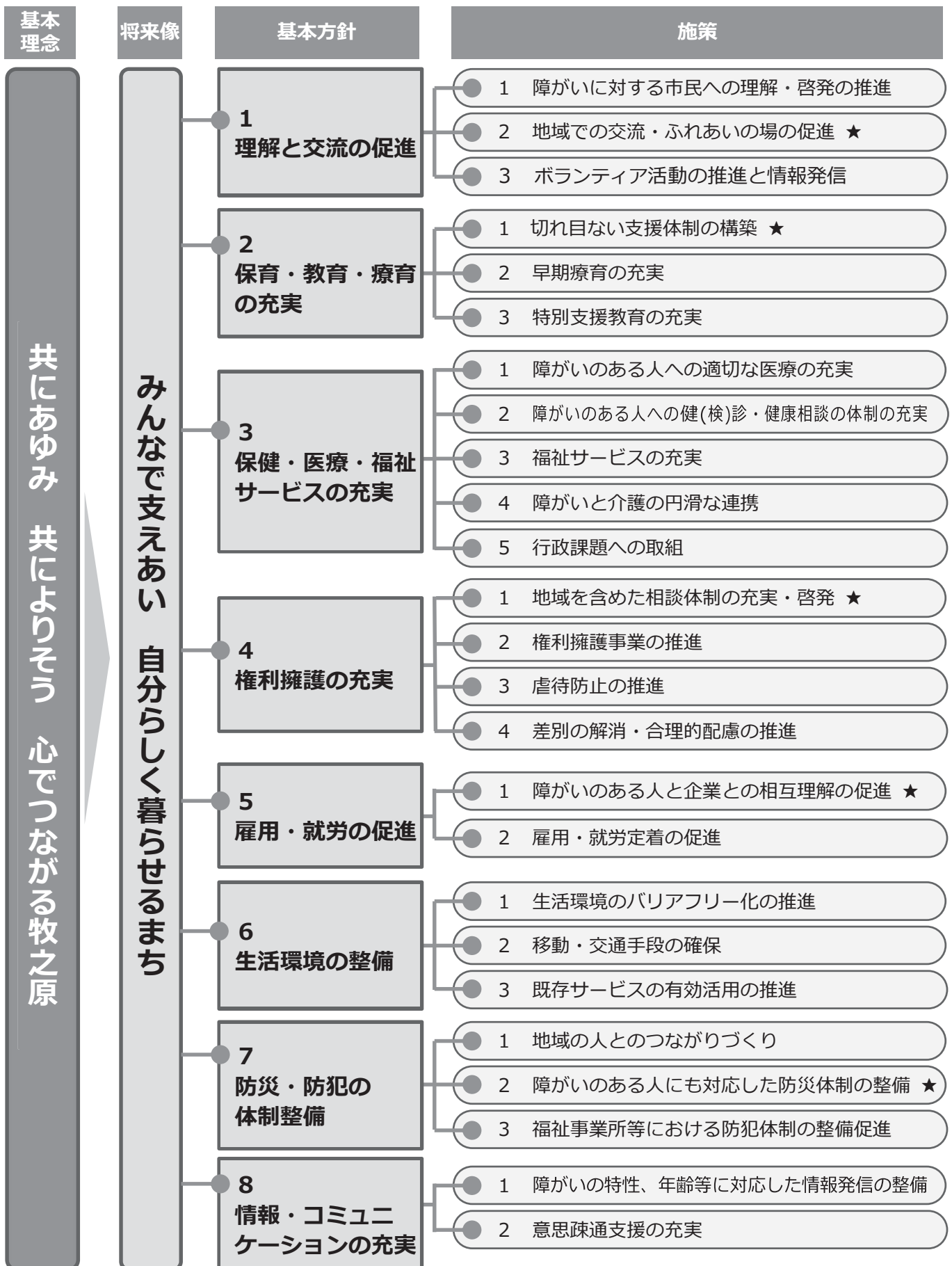
障がいのある人と企業とがお互いに障がいの特性と雇用の在り方を理解するよう努め、雇用機会の創出や雇用の定着を促進します。

重点取組5 障がいのある人にも対応した防災体制の整備

障がいのある人自身の防災対策の必要性を周知するとともに、地域の自主防災組織や民生委員児童委員などと協働して、個々の障がいの特性に対応した防災体制の構築を図ります。

また、障がいのある人など災害弱者に配慮した避難所の在り方を検討するとともに、防災・医療・福祉の各分野での連携強化を図ります。

4 施策の体系



「★」は、重点的な取組を示します

第4章 施策の展開

基本方針1 理解と交流の促進

現状と課題

本市では、障がいの有無にかかわらず、全ての人が自分らしく暮らせるまちづくりを進めるため、障がい理解に対する啓発、広報活動や障がいのある人との交流の機会を設け、障がいのある人への理解を促進してきました。

しかし、障がいへのイメージや障がい特性に対する理解は未だに十分ではなく、誤解されたり、生きづらさを感じながら、日常生活や社会生活を送っている人も少なくありません。

市民一人ひとりが地域で共に生活する仲間となるためには、全ての人が障がい特性についての広い理解を持つとともに、障がいの有無にかかわらず参加できる交流の機会を多く設け、お互いを知ることが必要です。

そこで、子どもの頃からのふれあいを通して、お互いを認め合い、障がいのある人への理解を深められるよう、学校教育における交流や福祉教育の推進、生涯学習の場における取組など、あらゆる機会を捉えて、意識啓発を図っていく必要があります。

また、芸術や文化活動・スポーツ活動への参加は生きがいにつながるとともに、社会参加を促進する意味でも重要です。地域において障がいのある人もない人も一緒になって気軽に参加できる機会を創出していく必要があります。活動への積極的参加を支えるためには、地域での交流活動等への参加を呼びかけていくとともに、障がいのある人自身が主体性をもって社会活動へ参加できるよう、障がいのある人と共に活動内容や周知方法を企画するなど全ての人が参加しやすいような配慮が必要です。



施策の展開

(1) 障がいに対する市民への理解・啓発の推進

障がいのある人が生活しやすい地域となるよう、障がいのある人の参画の下、障がいに関する理解・啓発活動に取り組みます。

事業・取組	方針	所管課等
1 「福祉マップ」の周知	「福祉マップ（マキナビ）」（障がいのある人用のトイレの位置、点字ブロック*の設置箇所、交通機関の案内等、各種の情報を取り入れたもの）について、定期的に更新するとともに、市民への周知徹底に努めます。	社会福祉課
2 障がいに対する正しい理解の推進	市民や支援者へ障がいに関する正しい知識の普及や理解を深めるため、講演会の開催や広報等、啓発活動を推進します。	社会福祉課
3 広報紙・ふくしだよりでの広報の充実	障がいのある人の現状やバリアフリー（障壁除去）などへの市民の関心を高めるために、「ふくしだより」に福祉教育活動など身近な内容を掲載します。	社会福祉協議会
4 社会福祉大会の実施	隔年で、社会福祉運動に貢献した個人や団体に対し、功労賞や感謝状の授与をしています。今後も、継続開催します。	社会福祉協議会
5 各世代に向けた福祉教育に関する講座等の検討	市内の小中高等学校での福祉教育出前講座やふれあい運動会等、福祉教育の機会の充実を図ります。講座の開催にあたっては、ボランティア団体と協力し、参加者を増やします。	社会福祉協議会
6 体験学習・福祉体験の充実	各世代に合わせた体験学習・福祉体験のプログラムを実施します。また、当事者の声が届くような新たなプログラムの開発に努めます。	社会福祉協議会



(2) 地域での交流・ふれあいの場の促進【★重点取組1】

障がいのある人の参画による交流の場や、地域の方と共に活動する機会を創出します。

事業・取組	方針	所管課等
1 地域行事への参加促進	障がいの有無にかかわらず、地域行事への積極的な参加を促進するため、福祉事業所の交流事業を広く情報提供します。	社会福祉課
2 「ふれあい運動会」への住民の参加促進	牧之原市ボランティア連絡会主催で、各学校において毎年開催し、ボランティアのほかに学校の児童や保護者、福祉事業所の利用者などが参加しています。今後も誰もが気軽に参加できるように広報活動等を行います。	社会福祉協議会
3 障がい者団体の活動の紹介	障がい者団体の活動の活性化を支援するため、手帳の交付時などに団体のPRや団体が主催する講座等への参加の呼びかけに協力します。	社会福祉課
4 障がい者団体事業への支援	障がい者団体の自主的な事業を活性化させるため、社会福祉協議会と連携し、事業のサポート等、人的支援を充実します。	社会福祉課
5 障がいのある人のスポーツ機会の充実	体育協会と連携し、施設の有効利用を図りつつ、障がいのある人のスポーツの機会を増やすよう取り組みます。	健康推進課
6 スポーツ大会への参加促進	社会福祉協議会、各種福祉団体等と連携して、障がいのある人の各種スポーツ大会（「ふれあいスポーツ大会」、県「身体障がい者スポーツ大会」等）への積極的な参加を促進します。	社会福祉課
7 障がい者団体の交流の推進	団体同士のつながりが深まるよう、団体連絡会等を通して相互理解を推進します。	社会福祉課
8 ピア活動*の充実	ピア活動を行う団体等への支援を行います。	社会福祉課



(3) ボランティア活動の推進と情報発信

ボランティア活動の充実を図り、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりに取り組みます。

事業・取組	方針	所管課等
1 身近な支え合い活動の推進	地区社会福祉協議会の未設置地区への設置を促していくとともに、地区社会福祉協議会活動を支援し、身近な支え合い活動やボランティア活動を推進します。	社会福祉協議会
2 ボランティア講座・活動の場の拡充	時代やニーズに対応した講座を設置するとともに、ボランティアや講座についての周知に努め、ボランティア活動の参加機会を拡充します。また、新規ボランティアの開拓・育成、既存ボランティアの育成・拡大を図り、活動を活性化させるため、ボランティア養成講座の募集方法や講座内容を検討・改善します。	社会福祉協議会
3 小中高等学校でのボランティア活動の推進	事前学習に重点を置くとともに、学校教諭との協議を行いながら、効果的なボランティア活動の企画を提案していきます。	社会福祉協議会
4 企業内ボランティアの啓発	働いている人の余暇をボランティア活動に充ててもらうため、企業との連携強化を図りながら、ボランティア活動に参加しやすいよう、呼びかけや事業内容を検討します。	社会福祉協議会
5 ボランティア団体と障がい者団体との連携	ふれあい運動会の開催等、地域のボランティアと障がい者団体とが連携できるように支援します。	社会福祉協議会
6 スポーツ介助ボランティアの育成	スポーツ推進委員、まきスポ、体協職員、市職員のスポーツ介助ボランティアの育成を図ります。	健康推進課



基本方針2 保育・教育・療育の充実

現状と課題

障がいのある人が自立した生活を送るためには、子どもの頃から、その能力や特性を最大限に発揮できるよう、障がいの種類や程度に応じた適切な保育・教育・療育を行う必要があります。アンケート調査においても、個々の特性に応じた療育が望まれており、乳幼児期、学童期において、保健・医療・福祉・教育が連携した環境づくりを進めていく必要があります。

また、早期療育*の重要性は高く、発達に課題のある子どもに対する早期対応については、家庭の果たす役割が重要ですが、市内では、保護者の就労拡大とともに子どもの保育園への入園時期が早まっており、家庭のみならず地域、保育園においても支援が必要な子どもが増えています。発達に課題のある子どもを取り巻く環境は年々変化しており、子どもを育てる家庭の多くが様々な不安を抱えています。保護者が早期に相談ができる体制を整備することで、不安の軽減を図り、地域における成長を支援していくことが必要です。しかしながら、行政の相談窓口は複数あり、市民にとって分かりにくく不便な現状があります。また、ライフステージごとに縦割りの相談支援体制となっている場合も多く、ワンストップでの横断的な相談対応が求められています。

子どもに対する支援のみならず、家庭に対する支援にも一体的に取り組み、子どもたちが住み慣れた地域で安心して育つことができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、保護者に寄り添った相談支援体制づくりに努めていく必要があります。



施策の展開

(1) 切れ目ない支援体制の構築【★重点取組2】

支援等に関する相談窓口を一本化した上で情報を蓄積し、必要に応じて地域や関係機関につながります。

事業・取組	方針	所管課等
1 切れ目ない支援体制の推進	切れ目ない支援体制の構築に向けて、中核となる機関を設置し、相談窓口の一本化や既存の事務事業の拡充・移管、人員配置の検討等を行います。	子ども子育て課 健康推進課 社会福祉課 学校教育課
2 相談窓口の充実	情報を集約・蓄積し、保護者のニーズや思いに寄り添った相談支援を行います。	子ども子育て課 健康推進課 社会福祉課 学校教育課

(2) 早期療育の充実

支援が必要な子どもに対し、地域を含めた支援体制の充実を目指します。

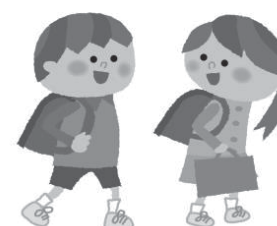
事業・取組	方針	所管課等
1 保育園・幼稚園・こども園における障がいのある子どもの受け入れ促進	保育施設等における障がいのある子どもの受け入れを促進するとともに、障がい児対応の知識や技術の向上を図るため、職員研修の充実を図ります。	子ども子育て課
2 通園相談事業の充実	育児不安や虐待の早期発見のため、家庭児童相談室*と保育園・幼稚園・こども園とが相互に連携して早期療育・早期支援につなげる相談体制の充実を図ります。	子ども子育て課
3 療育教室（わかめサークル）の充実	療育の必要な子どもに対する早期療育の場として、遊びを通して親子の関わり方を学び、子どもの健やかな成長発達を促すため、今後も必要な専門職を確保し、継続していきます。	健康推進課
4 保育園・幼稚園・こども園における相談体制の充実	児童発達支援センター*等との連携を強化し、職員研修の充実を図ります。	子ども子育て課
5 療育相談等の広報と利用の促進	各種幼児健診において、支援の必要な子どもの保護者に療育相談を紹介し、保護者の気持ちに寄り添いながら利用を勧めていきます。	健康推進課

事業・取組	方針	所管課等
6 妊産婦・乳幼児家庭訪問事業の充実	育児不安や虐待の早期発見のため、関係課で連携し、全ての初妊婦、出生児及び産婦に対し家庭訪問を実施し、早期支援に努めます。	健康推進課 子ども子育て課
7 保育園・幼稚園・こども園巡回療育相談の充実	専門的な判断や支援を必要とする子どものための支援を行うとともに、保育士などの発達支援に対するスキルアップを図ります。	健康推進課 子ども子育て課
8 保健所との連携の充実	保健所保健師の療育教室への参加を依頼し、保健所及び市の保健師の相互の技術向上に努めます。	健康推進課

(3) 特別支援教育*の充実

支援が必要な子どもに対し、コーディネーターを中核に学校内外で連携した支援に取り組めます。

事業・取組	方針	所管課等
1 人間尊重と心の教育の推進	学校において、人間尊重の精神を基盤にした人権教育を充実します。また、教職員を対象に、人権尊重や心の教育に対する理解・啓発を進めるための研修会や講演会を実施します。	学校教育課
2 特別支援教育・インクルーシブ教育*の推進	言語聴覚士*による巡回訪問を増やし、きめ細やかな支援を推進します。また、乳幼児、園児の巡回相談と一本化するなど、切れ目ない支援を提供できるように関係機関と連携を深めます。	学校教育課



基本方針3 保健・医療・福祉サービスの充実

現状と課題

障がいがありながらも、福祉サービス等を利用しながら住み慣れた自宅や地域で、自分らしい生活を送ることが望まれています。

障がいのある人が地域で生活を継続していくためには、個々のニーズに応じた福祉サービスが住み慣れた地域の社会資源として充実していること、そして適切なサービスの利用に向けたきめ細かい継続的な支援が大切です。障がいのある一人ひとりが、適切な支援を受け、生活の質を向上していくためには、地域において障がいのある人のニーズに応じた多様なサービスの提供や保健・医療体制の充実など、包括的な支援体制を整備していく必要があります。

また、糖尿病や高血圧等の生活習慣病*は、脳梗塞や慢性腎不全等を引き起こす要因となります。生活習慣病の発症予防や重症化予防、早期発見・早期治療のためには、正しい知識の普及啓発とともに、若い世代からの健康な生活習慣づくりや健康診査、健康相談等を充実していく必要があります。

さらに、障がいのある人は65歳になると介護保険制度*の利用が優先となりますが、自己負担が増えることなどにより、介護保険制度への移行は円滑に進んでいないのが現状です。

今後も障がいのある人の高齢化や重度化、また、発達障がいのある人の増加が見込まれるものの、市内における医療ケアが必要な人の事業所や医療機関は不足している状況です。医療・保健・福祉の連携をより一層推進していく必要があります。



施策の展開

(1) 障がいのある人への適切な医療の充実

重度障がいや発達障がいのある人が地域で安心して医療が受けられるよう、各機関に働きかけをします。

事業・取組	方針	所管課等
1 自立支援医療の実施	自立支援医療（更生医療、育成医療*、精神通院医療）の事業を実施します。	社会福祉課
2 重度障害者（児）医療費助成事業*の実施	対象者及び関係医療機関等への周知を徹底し、助成事業を実施します。	社会福祉課
3 精神障害者医療費助成事業*の実施	対象者及び関係医療機関等への周知を徹底し、助成事業を実施します。	社会福祉課
4 救急医療体制の充実	医師会や医療機関の協力を得て、夜間や休日の救急医療体制の充実に努めます。	高齢者福祉課
5 訪問歯科支援の実施	歯科医院での診療が困難な方が在宅での歯科診療をスムーズに受けられるよう、在宅訪問歯科支援事業の周知に努めるとともに、障がいのある人の事業の利用促進を図ります。	健康推進課
6 精神科デイケア*の情報提供	日常生活を充実させるため、病院と連携し、ケア会議*等を通じて精神科デイケアの情報提供に努めます。	社会福祉課



(2) 障がいのある人への健(検)診・健康相談の体制の充実

障がいのある人が健(検)診や健康相談を利用しやすい体制を整えます。

事業・取組	方針	所管課等
1 生活習慣病予防のための健(検)診及び生活改善指導の充実	健(検)診機関や福祉事業所等と連携し、障がいのある人が健(検)診や保健指導を受けやすい体制を整えます。	市民課 健康推進課
2 食生活等に関する啓発	市の健康増進計画及び食育推進計画に基づき、健康づくりのための食生活等について、きめ細かい啓発に努めます。また、障がい者通所施設が行う食育推進事業を支援します。	健康推進課
3 健康づくりリーダー*の育成・活動支援	健康づくりリーダーが地域活動を進める際には、障がいのある人に配慮した活動がされるよう支援していきます。	健康推進課
4 健康相談事業の充実	障がい者通所施設や相談支援事業所等と連携し、障がいのある人への健康相談を実施していきます。また、精神疾患の早期発見や自殺予防のための、こころの健康相談の充実を図ります。	健康推進課



(3) 福祉サービスの充実

医療的ケア*が必要な方の日中活動の場の充実や、近年増加している支援が必要な外国人を含め、全ての方にとって分かりやすい制度の周知に努めます。

事業・取組	方針	所管課等
1 訪問看護ステーション*の活用	対象者及び関係機関等へ訪問看護について周知を徹底します。また、難病患者介護家族リフレッシュ事業*を実施します。	社会福祉課
2 医療的ケアを支援する基盤の確保	基盤整備について、圏域での調整を図りつつ検討を行います。また、市内事業所に医療的ケア・重症心身障がい者*に対応した生活介護、基準該当事業等の事業の実施ができるよう働きかけます。	社会福祉課
3 法改正及び新たなサービス等の円滑な導入	制度の適切な運用を図るため、新しい制度・サービスの関係機関への周知徹底に努めます。	社会福祉課
4 障がいに関する制度の周知	障がい特性や多言語にも対応した、各種サービス内容や制度の分かりやすい情報提供に努めます。	社会福祉課
5 作業所自主製品の販路拡大	福祉事業所における障がいのある人の就労機会の創出や工賃の増額を図るため、作業所自主製品の販路拡大、常設販売等を支援していきます。	社会福祉課
6 物品調達の推進	「障害者優先調達推進法」に基づき福祉事業所から物品・役務を調達することで、福祉事業所の工賃の向上に努めます。	社会福祉課
7 緊急通報システムの導入促進	障がいのある人の世帯への導入について、ケア会議等でニーズを把握し、関係課と必要性を検討します。	社会福祉課 高齢者福祉課
8 障害者自立支援給付事業の実施及び適正化	公平で透明性のあるサービスの支給決定を行うとともに、サービスの適正化に努めます。また、サービスの提供基盤の確保と質の向上に努めます。	社会福祉課
9 地域生活支援事業の実施及び適正化	対象者及び関係機関等への周知を徹底し、事業を実施します。また、サービスの提供基盤の確保と質の向上に努めます。	社会福祉課

(4) 障がいと介護の円滑な連携

障がい福祉サービスから介護サービスへの移行がスムーズに進むよう、各機関と連携を図ります。

事業・取組	方針	所管課等
1 高齢者福祉部門と障がい者福祉部門の連携	高齢者障がい者連絡会やケア会議を通じて、特性や制度等の相互理解に努めます。	社会福祉課 高齢者福祉課
2 介護保険制度への円滑な移行	介護保険制度への移行を円滑に進めるため、障がい・高齢双方の相談員や市が連携し、制度の周知に努めます。	社会福祉課

(5) 行政課題への取組

国、県等の施策に伴う新たな課題について、関係機関と連携して取り組みます。

事業・取組	方針	所管課等
1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築	市に保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた話し合いや取組を進めます。	社会福祉課
2 地域生活支援拠点*等の整備	地域生活支援拠点が担う機能や効果等について、圏域と連携を図り、拠点整備に向けた検討を進めます。	社会福祉課
3 児童発達支援センターの設置	障がい児支援の中核機関となる児童発達支援センターの設置について、関係機関との協議を進めます。	社会福祉課
4 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	児童発達支援センター設置と併せて、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築について、関係機関との協議を進めます。	社会福祉課
5 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所*及び放課後等デイサービス事業所の確保	重症心身障がい児や医療的ケアが必要な子どもを支援する、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について、圏域の提供体制との調整を図り、検討を進めます。	社会福祉課
6 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、医療的ケア児支援に向けた話し合いや取組を進めます。	社会福祉課
7 指定管理施設における公共施設マネジメントの推進	指定管理施設の3施設（つくしの家・つくしホーム・こづつみ作業所）について、事業運営の継続性が確保されることを前提に、民営化を含めて協議を進めます。	社会福祉課

基本方針4 権利擁護の充実

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、あらゆることを気軽に相談できる身近な窓口が必要です。また、障がいのある人の相談内容は、障がいの種別や本人の社会参加、就労及び生活状況により多岐に渡っており、それに対応できる相談機能が求められています。

本市では、市の窓口以外に、民間の事業所に相談業務を委託し、相談しやすい体制を整備していますが、十分に周知されていない現状があります。また、支援に当たる各関係機関との連携体制が不十分なことから、相談機関の周知とともに、地域の支援者等を含めた支援体制の構築や関係づくりが必要です。

また、障がいのある人やその家族においては、親亡き後、地域での生活を続けていくことができるのか不安を抱えている現状があります。そのため、家族が元気なうちから障がいのある人の能力を活かし、高め合い、地域で自立して暮らしていくことができるよう、障がいのある人自身による自己選択や意思決定ができる支援体制が求められており、権利擁護事業*（成年後見制度等）についての啓発活動や周知の徹底をしていく必要があります。

さらに、虐待については、未然に防止を図るための広報や啓発を行うとともに、早期発見・早期対応ができるよう、事業所を含めた研修や体制づくりが必要です。

また、障害者差別解消法の施行に伴い、障がいのある人への差別がなくなるよう、市民への周知を徹底していく必要があります。加えて市職員の障がいに対する理解や窓口での対応を充実させるために、市職員には更なる意識改革と継続した全庁的な取組が必要です。



施策の展開

(1) 地域を含めた相談体制の充実・啓発【★重点取組3】

地域を含めた相談支援体制の充実を図り、本人や家族に寄り添った支援を行います。

事業・取組	方針	所管課等
1 相談及び生活支援の充実	本人・家族の意向を確認しながら、個々のケースに応じた生活支援や福祉サービス等の相談を行います。また、幅広い相談に対応できるよう、市の相談員や相談支援専門員*の質の向上に努めます。	社会福祉課
2 相談体制の周知	相談支援の窓口の周知を図るため、手帳交付時における委託相談支援事業所や障害者相談員*の紹介等、情報提供の充実に努めます。	社会福祉課
3 家庭児童相談室の周知と業務の充実	家庭における適正な子どもの養育、その他家庭における児童福祉の向上を図るため、相談窓口の周知と指導業務の充実を図ります。	子ども子育て課
4 要保護児童等対策地域協議会*の充実	牧之原市要保護児童等対策地域協議会において、子育て支援連絡会を定期的に開催します。また、個別ケース検討会議を随時開催するとともに、関係機関との連携を密にし、総合的に処遇困難ケースに対応します。	子ども子育て課
5 保健所と連携した総合相談等の充実	保健所が行う精神障がい者保健福祉相談や保健所総合相談（一般、アルコール、認知症等）に関して、協力・連携します。また、引きこもり対策についても、家族などへの相談支援を重点とし、保健所と協力・連携して取り組みます。	社会福祉課
6 相談支援体制の充実	市、相談支援事業所、障害者相談員、地域の相談役等の連携を一層強化し、重層的な相談支援体制づくりに努めるとともに、それぞれの役割を明確にします。また、新たな相談支援事業所の確保とともに、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター*の設置について必要性を検討していきます。	社会福祉課
7 ピア*の育成	同じ問題や境遇にある当事者が対等な関係性の仲間としてお互いに支え合えるよう、障害者自立支援ネットワーク等を通じてピアの育成を行います。	社会福祉課
8 障害者自立支援ネットワークの充実	障害者自立支援ネットワークにおいて、地域課題について話し合い、解決に向けて事業所、ピア等と市が連携するように努めます。	社会福祉課

(2) 権利擁護事業の推進

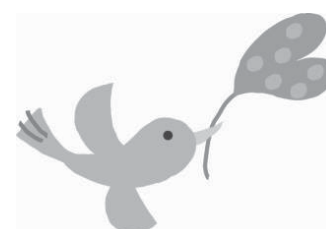
親亡き後も安心して生活を送ることができるよう、権利擁護事業（成年後見制度や日常生活自立支援事業）の普及、啓発活動を行います。

事業・取組	方針	所管課等
1 権利擁護事業の周知と利用促進	障がいのある人の権利を守るため、日常生活自立支援事業及び成年後見制度を周知し、利用を促進するとともに、必要に応じて成年後見制度市長申立てにより支援します。	社会福祉課
2 権利擁護体制の充実	権利擁護に関わる相談機関の検討を行います。また、後見人等の担い手の確保のため、法人後見や市民後見人の育成について、社会福祉協議会等と地域の実情を踏まえて検討します。	社会福祉課

(3) 虐待防止の推進

障がいのある人の虐待防止に関する体制の構築や啓発活動を行います。

事業・取組	方針	所管課等
1 虐待防止に関する周知、啓発	障がいのある人への虐待を未然に防ぐため、ポスターやホームページ等で市民へ啓発するとともに、市民や事業所への予防のための研修等を行い、虐待のない地域づくりに努めます。	社会福祉課
2 虐待発生時の体制整備の充実	虐待が発生した場合には、マニュアルに従い、虐待者・被虐待者の双方に対応し、再発防止に努めます。また、必要に応じて相談支援事業所等と連携し、支援します。	社会福祉課



(4) 差別の解消・合理的配慮*の推進

障がいのある人の差別解消に向けた積極的な広報、啓発活動とともに、行政等において合理的配慮の提供に努めます。

事業・取組	方針	所管課等
1 差別解消法の啓発 や相談窓口の周知	広報等において、法の周知啓発をするとともに、市民や事業所への研修等を行い、差別のない地域づくりに努めます。	社会福祉課
2 差別解消支援地域 協議会*の充実	障害者自立支援ネットワークに設置した協議会において、差別事例の共有、効果的な法の周知方法や研修について協議し、差別解消支援地域協議会の機能の充実を図ります。	社会福祉課
3 市役所における 合理的配慮の提供 の充実	誰もが安心して市役所を利用できるよう、対応要領に基づいた合理的配慮を提供します。	社会福祉課



基本方針5 雇用・就労の促進

現状と課題

障がいのある人が自立した社会生活を送る上で、就労は経済的な面ばかりでなく社会参加を図るという面でも大きな要素となります。

国においては、平成25年6月に障害者雇用促進法*が改正され、雇用の分野における障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供義務を新たに定め、平成28年4月に施行されました。また、平成30年4月からは法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障がいのある人が追加され、これにより民間企業の法定雇用率が2.0%から2.2%へ引き上げられ、平成33年4月までに2.3%になるなど、障がいのある人が一般就労をするための社会的条件の整備は進んできています。

しかしながら、市内においては、民間企業における障がいのある人の法定雇用率は2.0%を下回っており、働きたいと思う障がいのある人の雇用及び定着が進んでいない状況です。その背景には、企業と関係機関との連携が不十分なため、企業や障がいのある人の相談先が不明確であり、雇用・就労に対して不安を抱いていることなどが挙げられます。

障がいのある人の一般就労の機会を広げるためには、障がい特性に応じた雇用形態の創出や企業と障がいのある人とがお互いに安心して雇用関係を継続できる環境整備について、関係機関が協働し、進めていく必要があります。

また、障がいのある人を雇用している企業に対しては、職場における障がいへの理解促進に向けた働きかけを行うなど、障がいのある人が安心して働き続けられる環境づくりを進めていく必要があります。



施策の展開

(1) 障がいのある人と企業との相互理解の促進【★重点取組4】

障がいのある人と企業とがお互いに理解を深め、雇用・就労しやすい環境づくりに取り組みます。

事業・取組	方針	所管課等
1 雇用及び啓発パンフレットの配布	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がいのある人の雇用のための助成制度や雇用の必要性などを周知するため、啓発パンフレットを作成・配布します。また、障害者自立支援ネットワークにおいて、雇用の促進について協議するとともに、法令該当事業者以外にも、障がいのある人の雇用について啓発します。	社会福祉課
2 障がいのある人と企業との相互理解の促進	障がいのある人と企業とが、お互いに障がいの特性と雇用のあり方を理解し合える機会が持てるよう、交流会等を実施します。	社会福祉課
3 産業雇用支援ネットワーク会議	市、ハローワーク、教育機関、企業等の関係機関による会議を開催します。それぞれの立場で情報共有や意見交換をすることにより、障がい者雇用を含め、雇用に関する一層の理解と連携を深めるとともに、課題解決の場として活用します。	商工企業課
4 民間企業への委託事業の啓発	障害者自立支援ネットワークにおいて、民間企業に対し、就労継続支援事業所への作業委託や作業所自主製品の常設販売等への協力を促します。	社会福祉課



(2) 雇用・就労定着の促進

障がいのある人と企業が安心して雇用関係を継続できるよう、就労に関する支援体制の充実を図ります。

事業・取組	方針	所管課等
1 就労定着に向けた支援体制の充実	ケア会議等を通して、企業や関係機関との連携を図り、就労後の支援を継続し、就労の定着を推進します。	社会福祉課
2 一般就労への移行促進	ケア会議等において、一般就労が見込まれる障がいのある人に対して、関係機関と連携しながら円滑に一般就労へ移行できるよう取り組みます。	社会福祉課
3 市内企業現地見学会	高校・大学・障がい者支援施設の担当者を対象とした市内企業現地見学会を開催し、企業と障がい者支援施設の担当者とのマッチングを行います。	商工企業課



基本方針6 生活環境の整備

現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく生活を送るためには、安心して生活することができる環境の整備と、障がいによって外出を制限されることなく地域活動や余暇活動などの社会参加ができることが不可欠です。

しかしながら、外出する際、公共交通機関や道路等の利用に不安や支障を感じている人も少なくありません。また、生活環境の改善など各種助成事業を実施していますが、周知が十分ではないために利用者が少ない状況もあります。障がいの程度や種別により、困りごとは様々であるため、移動手段の拡充や、道路や公共施設等のバリアフリー化、既存のサービスの周知を一体的に進めていく必要があります。

また、点字ブロック上や狭い歩道に自転車等の障害物を放置することは、点字ブロックを頼りに歩行する視覚障がいのある人や車いすを利用している人の通行の妨げとなるばかりか、命を危険にさらすこととなります。

障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすいまちづくりを進めていくためには、ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた道路や施設等のハード面の整備を促進するとともに、サービス等のソフト面についても一層の普及・啓発を推進していく必要があります。



施策の展開

(1) 生活環境のバリアフリー化の推進

障がいのある人の生活のしづらさを解消し、暮らしやすい環境を整備します。

事業・取組	方針	所管課等
1 教育施設の整備	「静岡県福祉のまちづくり条例*」に適合する学校施設整備を計画的に推進するとともに、既存施設のバリアフリー化に努めます。	教育総務課
2 公的施設の整備促進	障がいのある人の利用に配慮した表示や手すりの設置等、公的施設的环境整備に努めます。	都市計画課 管理情報課 社会福祉課
3 公園施設の整備検討	障がいのある人の利用に配慮した段差の解消や障がい者用トイレの設置、危険箇所の改善を推進します。	都市計画課
4 バリアフリーのための道路の整備	新たに整備する幹線道路の主要交差点部に、視覚障がい者用点字ブロックを設置します。また、交差点部の段差解消の促進を図ります。	建設課
	道路パトロールによる、歩道上の不法占拠物の撤去や放置自転車追放など、歩行空間の確保に努めます。また、既存道路の主要交差点部に、音響信号機*や点字ブロック等、交通安全施設の整備促進を再検討します。	建設管理課
5 公営住宅の生活弱者（障がいのある人・高齢者）向け整備検討	「牧之原市公営住宅等長寿命化計画（平成28年1月策定）」に基づき、生活弱者に対する住宅の整備を検討します。	建設管理課
6 宅地建物取引業協会との連携	障がいのある人が、希望する住宅を円滑に探せるよう宅建協会と連携を図ります。	社会福祉課



(2) 移動・交通手段の確保

障がいのある人が安心して外出することができる環境を整備します。

事業・取組	方針	所管課等
1 デマンド型乗合タクシー*等の運行	高齢者、障がいのある人等の交通弱者の移動手段を確保するため、デマンド型乗合タクシー等の運行について検討します。	企画政策課

(3) 既存サービスの有効活用の推進

既存のサービスが有効に活用されるよう、周知に取り組みます。

事業・取組	方針	所管課等
1 民間住宅業者へのバリアフリー（障壁除去）化の啓発	土地利用申請の際、該当案件について、民間住宅業者から申請を受理し、協議する過程で啓発していくことを検討します。	都市計画課 建設管理課
2 障がいのある人への住宅施策の促進	住宅施策の方針を策定し、障がいのある人に配慮した住宅供給や住宅の改善を促進します。	都市計画課 建設管理課
3 住宅改修費給付事業の実施	対象者や関係機関への周知を徹底し、事業を実施します。	社会福祉課



基本方針7 防災・防犯の体制整備

現状と課題

障がいのある人やその家族の多くは、災害時における避難や避難所での生活に不安を抱えています。日頃から地域の防災訓練に参加して状況に慣れることや、地域の人に障がいの特性等について知ってもらい、理解を深めることが必要ですが、障がいのある人も一緒に参加できる訓練内容ではないこともあり、障がいのある人の参加は少ないのが現状です。

また、障がいの特性によっては、指定避難所での生活が困難で、自宅や福祉避難所での生活が必要となることも予測されますが、本市においては障がいのある人に配慮した避難所の運営について、これまで十分な協議がされていないのが現状です。

防災意識の高まりの中、地域の防災訓練に障がいのある人が参加することで、いざという時に支え合い、地域の絆を強くするとともに、避難や避難場所のあり方について、より実践的な検証や心構えを含めた準備を行っていく必要があります。また、視覚障がいや聴覚障がいのある人では、発災時の避難誘導に配慮が必要な方もいることから、個々の障がいの特性に対応できる防災体制を整備していくことが必要です。

さらに、障がい者支援施設で起きた事件を受け、障がいのある人に対する安全確保への取組も一層求められており、防犯体制の整備について事業所や団体等を通じて啓発していく必要があります。

また、障がいのある人を狙った消費者トラブルが増加していることから、障がいのある人への啓発活動とともに、家族や関係者が日頃から障がいのある人の様子を気に向け、関係機関と連携して見守ることが必要です。



施策の展開

(1) 地域の人とのつながりづくり

日頃からの人と人とのつながりで災害時に支え合える地域づくりを進めます。

事業・取組	方針	所管課等
1 障がいのある人への防災知識の普及	障がい者団体等を通じて、障がいのある人に対して、防災についての啓発に努めます。	防災課
2 障がいのある人の防災訓練への参加促進	防災訓練の必要性を周知するとともに、障がいのある人が参加しやすい防災訓練を検討します。	防災課
3 地域・福祉関連機関・行政機関の連携	災害時に必要な支援等について、地域、福祉関連機関、行政機関等が情報交換する場を設け、災害時に支え合える地域づくりに努めます。	防災課 社会福祉課

(2) 障がいのある人にも対応した防災体制の整備【★重点取組5】

障がいの種別や状態、特性などに対応した防災体制の整備を進めます。

事業・取組	方針	所管課等
1 災害時要援護者* 避難支援計画への理解促進	市民及び関係者に対し災害時要援護者避難支援計画の目的や内容を周知するとともに、理解の促進を図ることで、助け合いの体制づくりを目指します。	社会福祉課
2 災害時要援護者避難支援計画の見直し	現況等を反映させ、災害時要援護者避難支援計画の再検討、見直しを図ります。	社会福祉課
3 避難所への障がいのある人に必要な資機材の整備	各避難所に障がい者用の仮設トイレを計画的に整備します。	防災課
4 医療行為を必要とする障がいのある人への支援	3師行政連絡会の災害対策関係部会において、「牧之原市医療救護計画」の見直しに併せ、関係機関と連携して災害時において医療行為を必要とする障がいのある人の支援体制を検討します。	健康推進課
5 災害時の企業による支援・協力体制の確立	災害時における企業の支援体制や方法について、企業と協議し、協力体制の確立を図ります。	防災課
6 災害ボランティアコーディネーター*の育成	災害時に地域のニーズとボランティアを結ぶ災害ボランティアコーディネーターを配置し、実践的な研修会を開催する等人材の育成を図ります。	社会福祉協議会

事業・取組	方針	所管課等
7 災害時のボランティア支援体制の確立	災害時の障がいのある人に対するボランティアの体制づくりについて、社会福祉協議会、ボランティア団体、市と連携し、協議・検討します。	社会福祉協議会 社会福祉課
8 緊急時の2次避難場所（福祉避難所）の確保	新たな福祉避難所の確保を進めるため、福祉事業所との協議及び協定締結を行います。	防災課 社会福祉課 高齢者福祉課
9 緊急時の2次避難場所（福祉避難所）設置・運営マニュアルの作成	緊急時に備え、福祉避難所設置・運営マニュアルの完成を目指します。また、避難所運営部署との連携を図ります。	社会福祉課

（3）福祉事業所等における防犯体制の整備促進

防犯意識を高めるとともに、福祉事業所等における防犯体制の整備を進めます。

事業・取組	方針	所管課等
1 障がいのある人への防犯知識の普及	障がい者団体等を通じて、障がいのある人に対して、防犯についての啓発に努めます。	防災課
2 消費者としての障がいのある人の保護の推進	民生委員児童委員や相談支援専門員、ホームヘルパー*などに対して、障がいのある人の消費者トラブルへの気付きを促すような取組を行います。また、トラブルを発見した場合の対応についても情報提供に努めます。	社会福祉課



基本方針8 情報・コミュニケーションの充実

現状と課題

行政からの情報提供は、多様な手法で行っていますが、個々の障がいの特性や年齢等によって情報の入手方法が異なることで、必要なときに必要な情報が得られていない人も少なくありません。大事なことが的確に伝わることは、日常生活はもとより、災害時の情報伝達においても大変重要です。また、障がいの有無や年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように「ユニバーサルデザイン」の考え方も取り入れていく必要があります。たとえば、文字や音声による情報化、絵文字や記号で示すサイン化など、誰もが平等に情報を入手して利用することができるよう、障がいの特性や年齢層に応じた分かりやすい情報の発信体制の整備が必要です。

また、障害者基本法では、基本的施策の一つとして「情報の利用におけるバリアフリー化」が定められており、情報の取得のみならず、他者との意思疎通もその目的に加えられており、障がいのある人の意思疎通を仲介する人材の養成及び派遣に関して必要な施策を講じなければならないこととされています。

本市では、手話通訳者、要約筆記者の派遣及び手話奉仕員養成講座を開催するなど、主に聴覚障がいのある人への意思疎通支援を実施しています。講座参加者は年々増加傾向にあり、市民の障がいへの関心と理解が高まってきていることから、手話だけでなく点訳、代読等の意思疎通支援を広め、全ての障がいのある人が本人の望む形で情報を受け取ることができるよう、「情報アクセシビリティ^{*}」の普及啓発に取り組んでいく必要があります。



施策の展開

(1) 障がいの特性、年齢等に対応した情報発信の整備

誰もが行政サービスや生活に関わる情報を得られるよう、障がい特性、年齢等に配慮した情報提供の整備を進めます。

事業・取組	方針	所管課等
1 災害情報配信サービス等の利用促進	障がいのある人の個々の状況に応じた情報サービス（防災ラジオ、緊急速報メール等）の利用を促進します。	防災課
2 ファックス110番・119番・NET119*の利用促進	火災等緊急時への対応として、ファックス110番やファックス119番、NET119の周知を図り、利用を促進します。	社会福祉課
3 アクセシビリティの向上推進	市のホームページ等における音訳ソフト対応などの取組を進めます。また、広報紙の音声化については、関係課で連携して継続するほか、パソコンの操作補助員による支援について検討します。	秘書広報課
4 行政手続き等のオンライン化の推進	電子申請システムを使用した利用のほか、障がいのある人でも簡単に申請できる環境整備も含め、検討します。	管理情報課
5 情報の提供と受信の充実	市のホームページなどを活用し、生活に必要な情報を迅速に発信するとともに、意見・要望を収集できるような情報受発信機能を強化します。	秘書広報課

(2) 意思疎通支援の充実

手話、要約筆記、点訳、代筆、音声訳、UDフォント等の意思疎通支援を広めます。

事業・取組	方針	所管課等
1 意思疎通支援に関わる人材の養成	関係機関・団体と連携を図りつつ、ニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の設置・派遣を行うとともに、手話奉仕員の養成を行います。また、その他の人材（点訳奉仕員*や朗読奉仕員*等）についても、必要に応じて養成・確保を検討します。	社会福祉課
2 意思疎通支援の啓発	市で実施している手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業について、市のイベント等へ積極的な活用を図るとともに、点訳、代筆、音声訳、UDフォント等の利用拡大に努めます。	社会福祉課

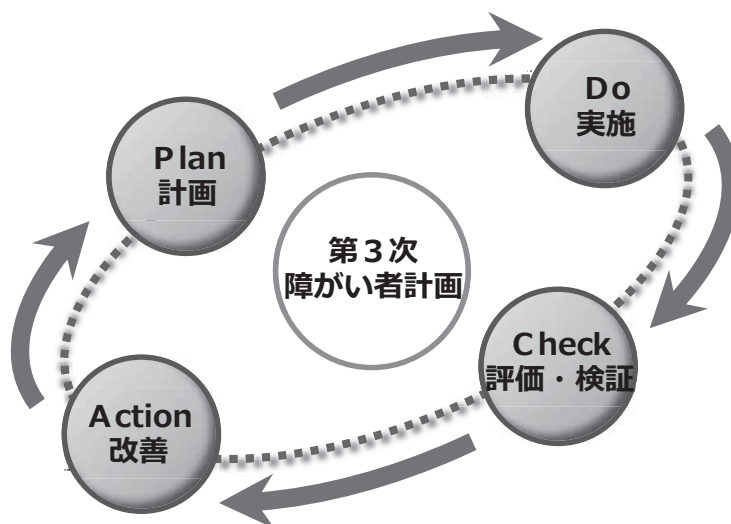
第5章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理と評価

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等の様々な分野にわたっています。計画を確実に推進するため、関係機関・団体、障がいのある人などと連携を図りながら、計画の総合的、効果的な推進を図ります。

また、障がいのある人やその家族のニーズに適応した施策を効率的、効果的に実施するため、計画策定後も保健・医療・教育・就労等の障がい者関係団体、障がい福祉サービス事業所等で構成された「牧之原市障害者自立支援ネットワーク」において定期的に牧之原市の取組を評価するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど、計画的な運用に努めます。

計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを活用し、適切な進捗管理を行っていきます。**Plan**（計画）・**Do**（実施）・**Check**（評価・検証）・**Action**（改善）の一連の流れにより、計画を実施し、それを評価して課題を抽出し、その改善を図る作業の繰り返しによって段階的かつ継続的な発展を図っていきます。



2 関係機関・団体との連携

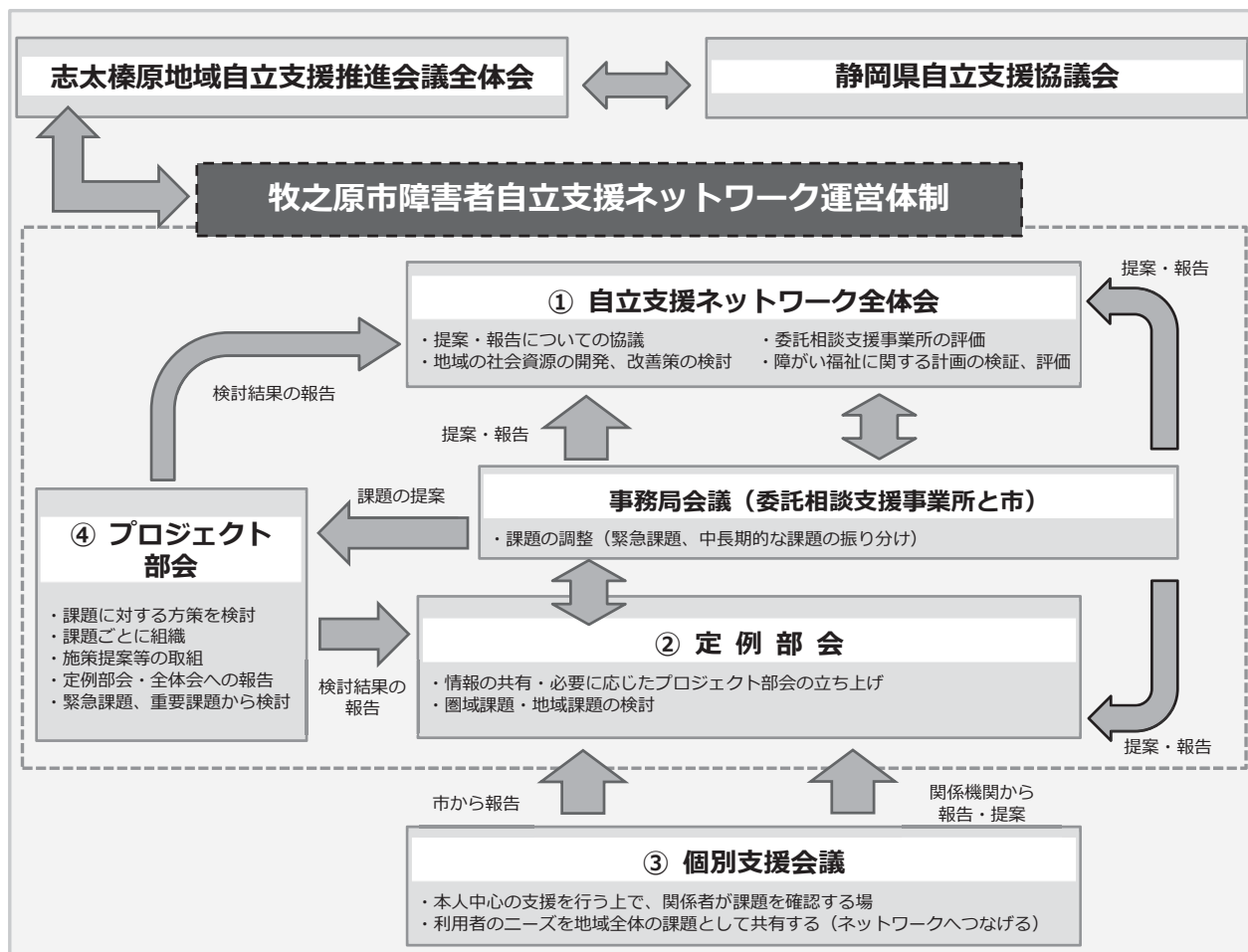
(1) 専門機関・当事者団体・事業者・ボランティア団体等との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズに合った施策を展開していくため、専門機関との協力、当事者団体やボランティア団体、地域の事業者、民生委員児童委員、社会福祉協議会、一般市民等と相互に連携を図っていきます。

また、あらゆる機会に障がいのある人や家族などのニーズ、意見を把握し、それを施策に反映させることに努めるとともに、当事者と行政が連携して各種障がい者施策を推進していく体制づくりに努めます。

(2) 圏域での連携

本計画を推進するためには、国や県、近隣市町との連携が必要となります。「牧之原市障害者自立支援ネットワーク」で決定した事項について、幅広い意見交換を図るとともに、圏域（志太榛原地域）でのサービス提供や施設整備についての調整を図っていきます。



3 計画を推進するための各々の役割

(1) 市民の役割

災害時の安否確認や緊急時の通報等ができるよう、普段から障がいのある人との交流を深めておくことが望まれます。

また、歩道上の駐輪や自転車走行等への配慮など、全ての人がノーマライゼーション*の理念のもと、障がいや障がいのある人に関心を持ち、理解と認識を深めることが望まれます。

障がいのある人自身は、本人が持っている能力を活用しながら、日常生活での関わりを深めていくことが大切です。また、災害時や緊急時において地域の支援を得られるよう、地域社会の構成員として、自主的、主体的に自治会等の行事や避難訓練等の地域での活動に参加したり、市民と共に啓発活動や講座等を企画するなど、積極的に社会参加をすることが必要です。

(2) 自治会の役割

障がいのある人の最も身近な団体として、障がいや障がいのある人への理解・認識を深めるとともに、日常生活の中での声かけや見守り、行事の中で交流を深め、災害時の安否確認や避難支援等を行える体制を構築することが期待されます。

(3) 関係機関・団体の役割

民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、NPO*等、地域の活動団体は、障がいや障がいのある人についての理解・認識を深めるとともに、障がいのある人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、声かけや見守り、相談・情報提供、交流などの取組が期待されます。

障がい福祉について、行政と連携し、市民や学校、地域団体等に対する啓発を行うとともに、当事者同士でないとわからない困り事の共有をするなど、会員同士の交流等の充実をしていく必要があります。

(4) サービス事業者の役割

サービスの量的・質的向上を図ることはもちろん、障がいのある人の自己選択や自己決定が図られるよう、サービス提供を行うことが必要です。また、サービス情報の提供や事業所自己評価などの実施と結果の公表等が期待されます。

(5) 企業・事業所の役割

障がいや障がいのある人に関心を持ち、理解と認識を深めるとともに、障がいのある人の雇用を積極的に推進することや障がい福祉サービス事業所への業務発注などが期待されます。

また、従業員のボランティア活動への参加の奨励や、地域社会への貢献活動などを推進することが期待されます。



